

令和4年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和4年9月15日 午前 9時30分 開議

2. 令和4年9月15日 午後 2時49分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

8番	黒田員米	9番	日名義人
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀山勝則	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	早川順治
総務課長	片岡昭彦	税務課長	山本敦志
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	歳原雅則	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	根本喜代香
農林課長	山口文亮	建設課長	大月豊
水道課長	古好広徳	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、黒田員米君、9番、日名義人君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問いたします。1番、成田賢一です。

まず、地方議会議員の一人として、7月8日にお亡くなりになられました安倍晋三元内閣総理大臣の御冥福を心よりお祈りいたします。

さて、私が議員としてこの議場に立ち、来月で2年を迎えます。この2年で感じたこと、それは吉備中央町は変わらなければいけないということです。変わらなければいけないというのは、どういうことかと言いますと、皆さん、執行部の方々、ベテランの方々、思い出してみしてほしいんですけれども、皆様が役場に入ったとき、隣の机そして見渡す方々全て地域の方々でした。つまり、この町で生まれ育った方々が役場で働く、そしてこの町内の請負、委託事業においても町内そして地域の企業が担うということで、地域内である程度完結していました。しかし、現在どうでしょうか。役場で働く方々も町外出身者

が増え、そして私も町外の出身です。議場にこういった形で立たせていただいております。町からの請負、委託事業そしてデジタル田園都市国家構想推進事業のように、町外の企業、そして国内を代表するような企業と一緒に事業を行う、そういった環境の変化があるからです。今までは条例に違反してても、何か書類に不備があっても、まあええがなあということで終わっていたところがあったかもしれません。まあええがなあと、まあええがなあと、その中で事業をしている。しかし、一方で根元つまり幹は、木はどんどん高くなっていても根にある、つまり契約とか条例とか法令とか、そういったものをしっかりと守るという基礎の部分ができていると、これからのこの時代の急激な流れに対応できないのではないかと私は感じているので、この町はさらに変わらなければならないと感じております。

さて、今回の一般質問では3点尋ねます。1点目は、学校・園の統合についての放課後児童クラブとアフタースクールについて、2つ目は、個人情報保護、情報公開に対する考え方、そして3つ目は、サンクスホース事業についてです。

1つ目、学校・園の統合についてお伺いいたします。

現在、園と小学校の統合について様々な会議を重ねていると思います。放課後児童クラブとアフタースクール、これは働く私たちのような子育て世代にとっては非常に重要な課題です。保護者の方々から、私、吉備高原に住んでますけども、吉備高原以外の学区の方々からも放課後児童クラブとアフタースクールの違いがよく分からない。そして、何よりも放課後児童クラブがどのように運営されていくかが分からないのに、アフタースクールまで考えることはできないという声が多いので質問いたします。そして、教育委員会と子育て推進課に、お盆前に説明を求めたんですけど、なかなかちょっと曖昧というか、分かりづらかったのでちょっと議会でもた聞きます。放課後児童クラブとアフタースクール、この内容とそれぞれ何が違うのかというのを分かりやすく説明していただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

1番、成田議員の御質問にお答えいたします。

まず、アフタースクールについてですが、統合後の学校において放課後の学びの場とし

て提供するものであります。子供たちの様々な可能性を見いだせる場となるよう、先進校では教科に関すること、郷土学習に関すること、実技に関することなどが学校施設を利用して行われております。

次に、放課後児童クラブとは、児童福祉の観点から保護者が労働等により昼間に家庭にいない児童に対し、専用の部屋を確保し適切な学びや生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的として設置するものであり、現在7クラブが運営されております。

以上がアフタースクールと放課後児童クラブの説明となります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。どう違うんですかね。例えばアフタースクールで学びの場を提供するとか、スポーツとか郷土学習とかというのは、学童クラブではできないからアフタースクールを導入されるのか。学童クラブでできそうな気がするんですけど、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

アフタースクールでは、子供たちの放課後の時間を生かしたいということで、可能性にチャレンジする機会を設けようというふうに思っております。可能性を見つけて、精神、知性、身体のバランスのよい成長と個性を伸ばす、生きる力をつかむこと、それへつながる、得られる場となるよう導入するものとして、教育委員会で主導で設置しようというふうに、これから部会のほうで協議していただいて決定されれば、そのように進めていこうと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ちょっとよく分からないんですけど、アフタースクールでやろうとしていることは、放課後児童クラブでできないから導入するっていうのでいいんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

導入が決定されればですが、例えばプロの方を講師に呼んでみたりとか、あるいは英語の教育とか、そういったことでもほかから交ざり入れたりとか、そういったことが今後できやすくなるのではないかというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。ちょっとよく分からないんですけど、そのプロの方を呼んだり、英語の学習をするっていうのは、放課後児童クラブではできないからアフタースクールが必要ということですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

アフタースクールの導入により、そういった学びの場を提供できるのが、よりできやすくなるのではないというふうに考えて、導入のほうを検討いただくというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

なぜ、そこにちょっと私がこだわってるかと言いますと、お父さん、お母さん、特にお母さんは分かると思うんですけど、放課後児童クラブが、学校が統合した後に放課後児童クラブの場所が変わったとして、今まで会社から放課後児童クラブまで30分かけて行って、そこから自宅まで5分で帰ってたと、つまり35分後には家に着いてた方が1時間ぐらいかかってしまう可能性ってあると思うんですよ。そうすると、夕方の30分とか40分って、お母さん方、つまり食事をしたり、いろんなことする方々にとっては非常に貴重な時間なので、そういったことも考えると統合した後にどうなるかって、すごい皆さん不安でいっぱいの方々も多いと思うんですが。アフタースクールの導入は、もう検討し

ているというのは、私からすると、放課後児童クラブの中でできる範囲、例えばプロの方を呼ぶのも、教育委員会が主導で公設公営の放課後児童クラブであれば可能なんじゃないかなと思うんです。だから、新しい仕組みが何かそこで増えるとなると、私は一人の保護者としては何かちょっと負担が増えるような気がしていて、その辺りの保護者の方々に対しての説明っていうのは、どこかで今されてますか、例えばホームページに出しているとか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

アフタースクールの導入の前に、まず児童を預けられとる保護者の方がおるということで、放課後児童クラブについて、まずは検討をしていただきました。その中で、保護者の方の代表で形成しております専門部会の中で協議をいただき、放課後児童クラブについて今後どうするかを、まずは決めていただいて、その後に具体的にアフタースクールの導入についてどうするかと検討していただくというふうにしております。そのために放課後児童クラブを、まずは考えていただくということを先に専門部会ではしていただいております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。これからの流れ、何がどう決まっていくかという流れを、町のホームページとか教育委員会のホームページで、私どんどん公表していくべきだと思うんです。今年度からAIが導入されて、会議録が短縮されました、今までと比べて会議録をまとめていくというのを本年度から始めてますよね、企画課長、はい。短縮されたのであれば、その会議録を、つまり学校のことって、皆さん、地域の方々、子供がもう卒業していても地域の方々も興味、関心が非常に高いことなので、ホームページ等でどんどん公開していただきたいんですけど、その辺りどうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

学校の統合に当たってのそれぞれの協議の中で決まったことについては、ホームページであるとか、あと専門の広報紙といったもので一枚にまとめたものをお配りしたりとかで、保護者の方をはじめとして皆様に情報を提供していこうというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町が今からデジタル田園都市国家構想推進事業というのをどんどん行なっていくのであれば、このAIによって会議録を今まで職員の方がされてたことが時間短縮によってできるということもデジタル化でしょうし、それを積極的に広報を発信ということもデジタル化の恩恵だと思いますので、その会議の流れっていうものも町民の方々には見えるような形で、もっとインターネットを活用していただきたいと思います。広報紙とかになると月に1回ですから、はい。

では次、個人情報保護そして情報公開についての考え方について尋ねます。

町ではデジタル田園都市国家構想推進事業や健康特区などによって、個人情報を扱った先進的的事业に取り組もうとしています。個人情報、その漏出、漏えいなどについては絶対に発生してはならないので、個人情報の取扱いについて質問します。町のデジタル田園都市国家構想推進事業において個人情報は、それぞれの事業でこういった形で活用されますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

1番、成田賢一議員の御質問についてお答えいたします。

今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業では、タイプ1の交通DX実装プロジェクト及び鳥獣対策DX実装プロジェクト、タイプ3の誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの創生事業が採択され、事業を発注いたしております。このうちタイプ1の2事業は、個人情報の活用は想定されておりません。タイプ3の事業につきましては、母子健康保健サービスの構築及び介護、高齢者見守り等のサービスの構築の事業領域

におきまして個人情報の活用を想定されています。

個人情報の活用方法でございますが、母子保健サービスでは母親が妊娠中、妊娠後の状況をデータ化し、PHR基盤に蓄積し、持病対策に活用するとともに、子育てへの不安を払拭し、次の子の妊娠につながる仕組みを構築します。また、介護、高齢者見守り等のサービスでは、高齢者のバイタルを定期的に遠隔で把握し、普段と異なる傾向が生じた場合は、連絡または訪問するなど健康状態を確認し、また得られたバイタルデータはPHRデータとして有効活用いたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

その個人情報を扱うのは企業なのでしょうか、それとも行政機関なのでしょうか。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

まず、個人情報の収集方法につきましては、この事業で開発予定のアプリサービスを利用することになります。アプリを利用される方の初期設定により同意とアクセス権を管理し、個人情報の活用に同意された方の情報につきましては、データ連携基盤に蓄積されることになります。データ連携基盤に蓄積された個人情報等は、企業及び行政機関の両方で取り扱うことになります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほどアプリサービスでデジタルデータ基盤で個人情報を管理すると、運用するという事なんですけれども、このデジタルデータ基盤の構築は、民間企業たしか2社でされると思うんです。先日企画課で教えていただいたんですが。じゃ、この民間企業がデジタルデータ基盤を構築して、その個人情報を運用するとなると、行政機関としてはこのデジタルデータ基盤の運用について、どういった形で関わるということを考えてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

行政といたしましても、このデータ連携基盤の構築等の中で、今後事業を実装していくLLPという組合が運用していくこととなります。その中に行政としてもしっかりと関わっていきまして、データのところに付きまちは、民間のベンダーの方と一緒にあって、その辺のところは行政の立場でしっかりと行なっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。もうちょっとゆっくり教えていただきたいんですけど、LLPという法人があるんですか。ちょっとその辺り、もう一回教えていただけますか。ちょっと聞き取りにくくてすみません、英語だったのか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

LLPという組合なんですけど、こちらが有限責任事業組合というものになります。今回のこのデジ田の事業については、この有限責任事業組合で新たに組合のほうを立ち上げておりますので、そちらのほうに町のほうもしっかりと関わっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

LLPというのは、吉備中央町インクルーシブスクエアのことなんですかね、はい、分かりました。

これ、なぜ聞いているかと言うと、民間企業が個人情報を取っていて、例えば何年後かに民間企業が、これはちょっとあまりもうけられないとあって感じると撤退する可能性が

あると思うんです。ですから、デジタルデータ基盤で個人情報を扱うに当たっては、その肝となるところは行政機関がしっかりと握っておくべきだと思うんです。今現在、そういった個人情報の取扱いに関しまして工夫している点、そして今感じている改善しなければならない点を教えていただきたい。

と言うのが、先ほど言ったように、デジタルデータ基盤で個人情報を吉備中央町がしっかりと握っておくべきだと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

この事業では、各サービスとデータ連携基盤をつなぎ、一度のユーザー認証処理によって複数のソフトウェアシステムの利用が可能になる機能であるシングルサインオンを採用します。このシングルサインオンで考慮すべきこととして、第三者のなりすましによるサービスの呼出しが考えられます。その対策として認証処理を他のサーバーに任せて、その認証結果のみを安全な方法で受け取って認証するオープンIDコネクトを採用いたします。これは、国際標準としてセキュリティーを担保した方式でございます。

また、同意したサービスのみ個人情報が取り扱われるように管理する標準規格であるオーオースによりアクセス権限の認可を行います。ハッキングの対策といたしましては、国が策定したセキュリティーガイドラインを準拠して、個人情報を守ることとします。これらの企業や行政が取り扱う個人情報データについては、今後の技術革新等に合わせながら、より安全かつ適切な環境下での運営を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

じゃ、国際基準に基づいた形で個人情報をしっかりと守るといふことの答弁がありました。

では、個人情報保護について、前回の議会一般質問において町長の答弁、昨年度の開示請求資料ということで、私に対しての答弁がありました。その内容といいますと、せっかくの機会だから言わせていただきますと、77.9%、この数字何の数字か分かりますかと、この数字は昨年度の開示請求資料のうち、成田さんが請求した資料の数だと、そして

役場は少ない職員で職務を遂行しており、開示請求についてはその時間がかかると、簡単な数字なら担当課で教えるので、気軽に問い合わせてくださいという趣旨の答弁がありました。

この答弁から、町の個人情報保護そして情報公開についての考え方を問います。

まず、この答弁を聞いた町民から、私も移動販売をしていると、いろいろな方々に役場の仕事の邪魔をするとか、おまえやり過ぎだとか、そういった声をいただきました。一方で、役場が忙しいならちょっと私らも電話とか、ちょっと問合せしづらいかなあという声もあったり、情報公開請求によって行政文書を読みたいなと思っても、もうやめとこうかなあという声もありました。そして、町長の発言がパワハラに当たるんじゃないですかと、非常に高圧的に感じたという方もいらっしゃいました。執行部は、こういった声を今どのように思いますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

前回の質問につきましては、ここで申し上げますと、町民の方に対してではなく、あくまでも議員さんに対してのお願いをしたと私は思っています。そうした中で、前回の一般質問におきまして、議員に対する私の答弁がパワハラではないかというようなことですが、私自身そのように思われているのであれば大変心外でもありますし、やはり一抹の寂しさも禁じ得ません。私自身何事にもハラスメントに対して拒否感を持つとともに、そのようなことがないように日々心がけているつもりです。

それと、パワハラのご定義でございますが、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。そもそも、選挙で負託を受けた議員と私との間には、地位や人間関係などの優位性は存在しないと思います。一方で、首長と職員、議員と職員の間には存在し得ると私は思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

パワハラではないかというのは、私が思ったんじゃなくて町民の方が何人かが私に言い

に来たということですのでお伝えしました。

ただ、それはちょっと、また意見が集まり次第、またお伝えします。パワハラではないかというのは、法的にもいろんな見方があると思います。

さて、一番ここで問題なのは、77.9%という数字を出したことだと思うんです。この数字を開示したと、この議場で言ったという、まず理由を教えてくださいませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

ここで行政文書開示は、町の説明責任を全うさせるために情報公開条例に基づき、それは認められているものであります。そうした意味では、みだりに制限されるべきものではありません。他方で、町議会の議員は、開示請求によることなく、町民の負託を受けて議会での追求によって町に説明責任を果たせることが可能であります。そういう側面もございます。

また、効率的かつ費用抑制的な町の業務事務運営は、執行部のみならず議会、さらには議会を構成する議員にも一致して推進すべきものでございます。翻って、開示請求に応じる行政負担は、軽視できない事務量を発生させるものです。地方公務員である議員は、この点も留意しなければなりません。このようなことを考慮すると、1年間の開示請求の大半を1人の議員が行なったことを議会において明らかにすることは、行政事務の効率的な運営及び費用の抑制の観点からも必要であったと考えます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町長、それは言っちゃいけないと私は思います。

まず、先ほど議員は、役場に行ったら資料を頂けると言いましたけれども、これ議会事務局に出していただいた議会運営質疑応答集、第一法規が出しております。議員が資料要求するときは、その内容等に応じて次の方法を組み合わせて行うことが適切であるというところで、議会がその資料が必要だということを執行部にあらかじめ言っていたら、資料収集は可能であると言っていますが、議員個人が資料要求を行う場合は、情報公開条例に基づいて、一住民として公開請求をすることとなると書いております。ですので、私一住民

として情報公開条例に基づいて請求しております。と同時に、役場の仕事を私がまるで邪魔をしているかのような発言がありましたが、では、この数字を計算したのは、まずどなたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

成田議員の御質問ですけど、数字を集計したのは、開示請求の処理を計算して職員のほうがしております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

それは、個人情報の目的外使用だとは思わなかったですか、総務課長。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

次の条例違反ではないかというような質問のときにお答えもさせていただこうかと思いましたが。いろんな法解釈がある中で、先ほど私が述べたような理由によりまして、これは前回議員にお願いしたことは、条例にも鑑みましても適正であると確信をしております。どのように議員が解釈されるかは御自由でございますが、執行部としては適正な判断でさせていただいている。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

その担当課の総務課長にお尋ねします。

個人情報の目的外使用に当たると私は思いますが、それは当たらないという理由を教えてくださいいただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

目的外利用に当たらないのではないかとということですが、私は当たらないと思っております。数値的なものにつきましては、それぞれの申請された方の集計をしていたものでありまして、それが個人的な目的外とは思ってはないので、そういうふうな形で事務処理のほうをさせていただきました。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

これからデジタル化を推進して個人情報を取扱うという行政が、たったこの個人情報保護条例そして情報公開条例での、情報公開条例では個人情報に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならぬ、開示請求者の保護というものがうたわれております。こういったことが守られていない可能性が非常に高い行政に、私たち町民はこの個人情報を安心して任せられるのでしょうか。

まず、町長、先ほど私の資料の数がすごく多かったと、仕事の邪魔をしているというようなニュアンスだったと思うんですけども、私のことは、じゃ、開示請求権の濫用ということで町が捉えているということによろしいですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私が言いましたとおり、濫用ではございません。ただ、地方議会の議員については同じように、先ほど言いましたとおり、行政事務の運営について執行部と同等に、やはり効率的かつ費用の抑制ということをしつかりと推進する任務がございます。そうした面而言いますと、行政事務の遂行の法律性及び費用抑制の観点から、真に必要な行政文書開示を行うよう問題提起をするという意図で、私はお願いをしました。それについては、利用目的に反しないと思います。また、もう一つ、この条例の8条2項6号に照らしても、適法な目的外使用でもあると、併せて思います。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

私の立場は議員だからというところだと思うんですが。ただ、議員個人が資料要求を行う場合は、情報公開条例に基づいて情報公開を行うんです、公開請求するんです。これ国会でも一緒なんです。国会で質問があるときに国会議員の方は、開示請求をして資料を頂くんです。私が行なってることと全く同じなんです。これ見方を変えたら、きちんと役場はしっかりと行政文書を管理していて、開示請求という正式なやり方にのっとりた上で出しているんだから、役場としては行政文書をしっかりと管理しているということなんです。適正なやり方で私はやっているのに、そういった何か違う答えが出ているんですが。

これ前回の議会最終日に議会運営委員会が開かれて、委員長が町長に議会の議員の質問権を抑圧するものではないかと言いましたが、協議結果を伝えたところ問題はないと町長が答えています。しかし、総務省、そして私、今、岡山大学の大学院に行ってますので、法学者もしくはほかの国立大学の先生に聞いてみました。すると、個人情報保護条例の違反並びに情報公開条例の違反になるんじゃないかなという答えをいただきましたが、執行部としては違うということですね。先ほどの町長の答弁では違うということです。

さあ、実際どういう事例があったとかと言いますと、2018年に金融庁に情報開示請求を行なった方がいました。その方の個人情報が金融庁のみならず総務省にも行き、個人情報の保護法の違反そして情報公開法の違反だということで、その当時の担当大臣であった野田聖子総務相が1年間の給与を返納しております。それぐらい、個人の情報そして開示請求者の権利というものは守られるべきことなんです。ですので、私はその考え方からすれば、今の町長そして執行部の答弁では全く理解ができません。本当にこれで個人情報をデジタル化で預けていいのかと大きな不安があります。

こういった個人情報についてもいろんな見方があって、私は違反だと思っけていても、執行部はそうじゃないというところで、もっとみんなで研修をして、個人情報について学ぶべきじゃないかなあと思うんです。そういった勉強会とか、そういったことを執行部としてもどんどん開きながらやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど言いましたとおり、いろんな法解釈がある中で、私もその専門家にも聞きました。そうした中での答弁でございます。

それから、研修、それはもう議員が言われるとおりです。これから、やはり違う形でのまちづくりも始まっています。そのためには、これから個人の情報というのは本当に必要な時代になります。それを管理するのがもっと必要です。そして漏えいを防ぐ、大変重要です。それは、我々執行部もきっちり今後研修もしますし、できれば皆さんと共々やっていきたいというふうに思っています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

こういった情報が個人情報保護条例では違反ではないということで、情報公開条例でも違反の可能性があります、そして地方公務員法において公務員の守秘義務というものがありますが、それにもちょっとこう抵触しているんじゃないかなあというのが私の見解です。今後、これまたさらに調べて、執行部として今答弁をいただいたんですから、このことについては今後も調べ、そして追求していきたいと思えます。

情報公開についてです。

町の総合計画で住民参加の充実度、まちづくり事業の増加など全てにおいて、こういった行政サービスの充実度等で向上を目指しています。その向上については、やはり情報の一層の公開が求められると思います。国レベルでは各省庁で行われている会議録は、本当に随時アップされていて、国民は知る権利があります。国民は知れるんです、そこを見ると。先ほど私が言いましたように、この町においても今年度からA Iを使って会議録を作成する時間を短縮して行なっています。であれば、庁内で行われているいろんな会議を、この町のホームページで公開して、みんなに読んでいただけるようにすべきではないかなあと思うんです。行政文書として役場内に持つとくのも一つ、しかし1999年行政機関における情報公開法の施行によって、行政文書という取扱いの考え方が変わりました。公文書から公共文書に変わったんです。公共文書って何かというと、図書館に本を借りに行ったら、手続をして本を借りれる、それと一緒に行政文書が読みたいと思ったら、役場に行って開示請求すれば、みんなが読める、これがこの情報公開法の一つの意義です。そう考えたとき、会議録を積極的に公開して、透明性ある行政運営を行うべきだと思います。どうでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

透明性のある行政運営の向上につきましては、情報の公開は、おっしゃられるように有効な手段であると考えてございます。町長部局あるいは教育委員会部局、執行機関である各種の委員会、その他いろんな機関におきましてもろもろの会議のほうが開催されているところではございますが、会議録等の公開につきましては、まだまだというか、できてないのが現状でございます。この辺につきましては、公開につきまして今後いろいろ検討を重ねながら、前向きな形で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

デジタル化というとデジタル田園都市国家構想推進事業ということのを頭に浮かべがちですが、AI を使ってこういったことをやってるんですから、どんどん公開していくこともデジタル化です。

ちなみに、デジタル田園都市国家構想の推進事業、今全国で531の地方自治体が843の事業に取り組んでいます。非常に珍しいことではなくなってきていて、国は2024年度末までに1,000団体がこの事業を行うということを目指しているわけですから、やはり町としてもこのデジタル化の事業そのものの捉え方をもっと広くして、いろんな意味でデジタル化を推進していくんだという形に、前向きになっていただけたらと思います。

では、3つ目の質問がサクスホース事業についてです。

平成28年度から始まったサクスホース事業、これ当時の議会の委員会資料では官民協働事業とあります。この事業はどんな事業でしょうか。

○議長（難波武志君）

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、成田議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度から実施しておりますサックスホースプラットフォーム事業については、引退したサラブレッド、競走馬のことですけれども、サラブレッドをリトレーニングすることでセカンドキャリアの支援を行いながら、馬の殺処分減少を目指すものとなっております。また、馬との触れ合いを中心としたセラピーリゾート事業を実施し、社会教育の推進及び社会福祉の増進、地域振興並びにスポーツの振興に寄与することを目的とした事業でございます。

町が掲げている癒やしをテーマとしたメンタルヘルス構想に合致するものであり、併せて町の認知度向上、交流人口の増加、それらに伴う地域振興などから、人口減少や地域経済の衰退など自治体が抱える問題解決に期待ができるとの判断から、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みであります、ふるさと納税によるガバメントクラウドファンディングを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

寄附金をガバメントクラウドファンディングで集めて、それを運営団体に交付しているということなのですが、これ交付している規則というのは、吉備中央町特定非営利活動法人支援補助金交付規則に則っているということによろしいですか。

○議長（難波武志君）

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

そのとおりでございます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この補助金交付規則第11条で補助金に過払い分が発生した場合は、町長が必要と認める範囲において、その返還を命じることができると書いております。そして、このサックスホースプロジェクト事業協定書第5条においては、まずこの事業に係る経費はリトレーニングされた馬の売却益等を自主財源として、不足分にこの寄附金を充てる。そして、町

から交付された寄附金のうち残額が発生した場合、90%に事業費の支出割合が満たないときは返還するものとする」と記載されております。

今までに返還されたことがあるのか。そして、その額、そして年度など教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

今までの返還の請求を行なったことはございません。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

これ内閣府のホームページ、NPOは全て貸借対照表など公開されてますので、それを見ると令和3年度が終わった段階で、現金つまり銀行口座に4,000万円以上のお金がある、これがNPO法人の実態です。

町長、過払い金が発生した場合は、町長が必要と認める範囲において返還を命じることができるといっていますが、なぜ今まで命じてないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、質問にお答えさせていただきます。

確かに町長が指示する額を町へ返還するものとするというような内容のものは書いてございます。返還するものとするとは一定の行為を義務づけるものではなく、取扱いの原則や方針を制限するという意味合いであり、しなければならないというよりも弱いニュアンスを持たせて規定しております。

と言いますのも、寄附金につきましては、ふるさと納税の性質上、年末の寄附に偏っていることや、決まった寄附額が集まるかどうか未定であることから、当面の事業費を確保しておく必要もあります。ということで、単年度収支のみで判断するのではなく事業の状況、事業収支、貸借対照表等を勘案し、町長が判断しているものということでございま

す。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

平成28年、この事業が始まる前のときに、その当時の協働推進課長が寄附金が集まらなくても町の責任はないと答えているんです。一方で、先ほどの答弁ですと、町としてお金を残してあげると、寄附金だからと、これ矛盾してると思うんですけども、どういうふうに解釈すればいいんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

寄附金というのは、その事業に対して寄附者の方が賛同してくださって寄附をしていただくものですので、町は確かにいろいろ宣伝したり、広報したりということは必要かと思えますけども、寄附が集まらないのは、寄附者の方の賛同が得られない事業であったというようなことですので、そういったことで町には責任がないというような回答をしたのかと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

寄附金であればそうなんですけども、実際は補助金としてお金が流れているというか、NPO法人側に行ってるわけですから、補助金交付規則に基づいた運用をしなければならないと私は思うんです。

では、逆に聞きます。これ交付規則第11条とか、この第5条での返還するものとするというのは、どういった場合になったら返還されますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

今、リトレーニングとかいろいろしております。寄附が、今言われたように余っている状況ではございますが。ただ、それは余っていると言うよりは、今逆にこの事業を抑えて、もし寄附金が集まらなくても、今預かっている馬を処分とか、手放せては困りますので、1年、2年、寄附金がもし0円でも事業を継続させるためにということで預かっているお金ではございます。

ただ、今後寄附が多く増えていければ、今リトレーニングの内容も寄附金に合ったリトレーニングの内容をしておりますので、寄附が集まればリトレーニングの内容をもっと高度化であったり、効率化であったり、馬の数を増やしてというようなことも考えられると思います。そういったことが良好に全て進んだ上でも寄附金が余るようでしたら、返還の請求もするという事も考えられるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

これは、町の事業なんですかね、法人の事業ではないんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

もちろんNPO法人の事業ではございますが、一番最初に官民協働での取り組みでございますので、そこに町が関わっていくのも当然かというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

国のほうでは補助金適正化法というものがあまして、その第18条の2項に、各省各庁の長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは期限を定めて、その返還を命じなければならないと規定されております。

一方で、吉備中央町では期限を定めても、返還を命じることができるということなんで

すが、これ、ちょっと国の補助金の返還に対する考え方と町の考え方が異なっていると思うんですけど、その整合性というのは、町として今どうお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

今ちょっと精査してみないと分かりませんが、先ほど言いましたように、するものであるということですので、いろいろな状況を鑑みて返還請求をするような状況になれば、町長が判断してするものですので、今はそのように運営しておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

この町もいろんな事業を行っていて、町民の方々が何かやりたいといったときに補助金があったとして、そののそれを見たときに返還するものとするのであれば、今後は町民の方々は返還しないという可能性が出てきますよ、この答弁だと。副町長、そうじゃないんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

ちょっと質問の趣旨が分かりませんので、もう一度お願いします。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

先ほど協働推進課長がここは期限を定めて返還を命じることができるということで、軽い義務のようなものだとということで返還していないということなんですが。では、今後、吉備中央町の、もし補助金を町民の方々がいただいて何か事業をしたと、お金が余ったとしたときに、返還を命じることができるって軽いし、これ返還しなくてもいいんじゃないかというふうに判断する可能性があるんじゃないですかということです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

可能性があるんでないですかということは、ちょっとお答えできませんが、我々は財務規則等がありますので、それに照らし合わせて適切に執行していくということです。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

そうなんですよ、規則に応じて適切に対応するのであれば、私の考え方では補助金の交付規則に則った上で、一度その年度末にお金が残ったら、一度町に歳入で返していただいて、そして町が仕組みをつくるんですよ、また翌年度に寄附金が集まらない段階ではどういうふうな形で、そのNPO法人にお金をお渡しできているか。その仕組みをつくるのが執行部の役目じゃないかなと私は思います。

ちなみに、返還するお金、平成31年と令和2年度にも発生しております。ちょっと関連質問をさせていただきます。

このNPO法人が平成28年にできてから、事務所を置いていたところが上田西2393の11なんです。この2393の11というのは、町の普通財産です。そこは、じゃ、NPO法人と町が賃貸借を結んでいるかということ、そうではなくて、岡山乗馬クラブが町と普通財産の賃貸借契約を結んでいます。その土地賃貸借契約書第6条に転貸しの禁止というものが規定されていて、あらかじめ書面によって承認を受ければ、それはオーケーなんだということが書いておりました。しかし、2日前に総務課に行ったところ、その書面はないということでした。

ここで問題になるのが、まず1つ目、岡山乗馬クラブは町の普通財産を転貸ししていたということ、そして2つ目は、岡山乗馬クラブの代表者はその当時、平成28年から約4年間、NPO法人の代表も兼ねていたということです。つまり、これNPOのお金を自分たちのところに入れるためにお金を流していたんじゃないかと、私は考えるわけです。NPO法人の理事に町長がなってますから、町長に聞きたいのが、この所在地が同じであったこと、そして転貸しの禁止であったのも関わらず、それを許可していたというのは、どういう意味合いなのか教えていただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

契約の件に関しましては、ちょっと私、今見てませんので何とも言えませんが。もし条項等で不備があるようでしたら今後適切に対応をして、また改めたいと思います。

少し、この件でも時間をいただければと思うんです。私、このとこちょっと思うことがございます。多分、成田議員も御理解いただけると私は思います。議事機関である議会と執行機関の首長は、協働で物事を行う協働関係にあると私は捉えております。質問によって課題が明確になり、答弁によって政策が生まれる、これまでの本当に諮問型の議会から、政策形成型の議会へと変わっていったらと思うんです。ただ、成田議員、一度は、一度じゃなくて多分たんびに見られていると思います、議員必携、その中におきましても最近一般質問の重要性が認識され、活発化していると書かれています。しかし、中には質問内容が単なる事務的な見解を正すにすぎないとか、議案審議の段階で正せるものだと、一般質問として、これ必携に書いてるそのものを読ませていただきます。これが当たってるか云々とじゃなくて、そのままを私も受け止めます。見受けられる一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また能率的に会議運営が必要なことを十分理解して、簡明でしかも内容のある、今までと同様の次元の高い質問を展開したいものであると書かれています。

今、吉備中央町は大きなまちづくりの転換のときにあります。今後とも議会、執行部協働型議会として共に政策を打ち出して実現をしていきたいと思っています。どうぞ、引き続き、よろしく願います。ちょっと私の思いを言わせていただきました。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。このときに、しかも私の質問のときにこういうことが発生すると、私はすごく大きい問題だと思うんです。議会は、執行部が行なってることのチェックをする役割もあって、一つ一つを適正に法律と条例に則って行わなければなりません。今後の質問、多分もう時間的にできないんで、ちょっと申し訳ないんですけども、町民の皆様には。だから、私議員になってまだ2年たってないので、過去の事業が現在に至るまでどうやって

やっているのか、過去のことを客観的に知るには行政文書を読むしかないんです。行政文書に書かれていることは、うそをつかないんです。

私は、又貸ししているという事実をNPO法人の理事として知ってたんじゃないかと思ってます。なぜか、NPOの土地、家賃の賃借料64万8,000円です。一方で、この土地を岡山乗馬クラブが町から借りている金額は年間35万円なんです。こういったことから見ても、本当に補助金を運用できる団体であるのか、適正な審査ができるのか。そういったことを考えたときに、そのNPO法人の理事に町長が就任しているとなると、その部下である課長方は、そこを指摘できるのかと。町長、指摘できると思いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

当然、公務員職に自信を持って仕事をしてます。私であろうが誰であろうが駄目なことは駄目、いいことはいい、そういう職員でございます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

いや、私はそうは思いません。なぜなら町長がもう役場の先輩だからですよ。私の数字を77.9%出したときに、あの数字出したのまずいですよと町長に言われた執行部の方いましたか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

いや、私の耳にはこう入ってませんが、ただ、あれについては数字そのものは統計資料であって、私が議員の名前を出したことが今問題であるんです。そのことについては、私が述べたとおり、適正な議会へのお願いだったと思っています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

もう時間がないのであれなんですけど、少なくとも私に対して、執行部の方があれは町長言い過ぎだという声が、私に言ってくださった方がいました。一人じゃないんですよ。ここからも分かるように、やはり町長に部下は言いづらいんですよ、町長。だから、上に立つ方が果たして、この補助金を受ける団体の役員になっているのが適切なのかどうかということは、今後また追求していきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、10時50分まで休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

午前10時50分（2番 山本洋平君 退席）

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。ただいま2番、山本洋平君が所用のため退席をしました。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

さきの8月の集中豪雨で新潟県を中心とした北日本の災害におきましては甚大な被害があったことに対して、地元の皆さん方また復興に苦慮されている皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、空き家対策について一括質問でさせていただきますが。

ここに書いてあります人口減少に伴い空き家が増えている中、相続放棄をされる方が最も多く増えてまいっております。その中で一番心配しておりますのが、町としても固定資産税の減収や、それから農地の放棄地等々、空き家の放棄もあるんですけども、そういう状況下の中で、大変、これから先を見据えていくのに行政側としても困る、そして地域においてもそういう問題には取り組んでいかなければならないなという、そういう思いが

いたします。

その中で、町長にお尋ねしたいんですけども、それぞれの自治会や住民、町全体としてその理解を深めていき、対処すべきだという、そういう思いがいたします。その中で特に空き家対策は、定住促進や農林課、そういうものだけで対処するのではなくして町全体、行政もですけども、住民も含めての対処の方法を考えていったらどうかなという、そういう思いがいたします。

それから次に、廃校の利用についてということですが。

令和7年度に小学校の廃校が何校かできます。その中で地域に生かされた拠点づくりになるようにという使い方を提案するわけなんですけれども。せんだって小学校・園の統合推進委員会がございまして、そのときに参加させてもらった中にもいろいろな、先ほどの同僚議員の質問にもありました放課後児童クラブ等々の問題につきましても、あの中にもあったように公設公営の、これから事業を始めていくというのは大変結構なことなんですけれども、要するに廃校になった学校も利用しながら地域に生かされた、要するに統廃合の後、学校は3校にまとまりますけども、地元にもその学校の施設がある、それが例えば公設公営になるのか、それとも個人のあれになるのかは分かりませんが、利用度としてはそういう学校施設、そういうようなものを利用しながら、そして学校が終わり、そして放課後クラブから家に帰る間の時間帯の縮小、そういうようなことも含めて有効利用をしていたらどうかなあと、そういう思いがいたしますので、1回目の質問にさせていただきます。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、11番、西山宗弘議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴う空き家や耕作放棄地の増加は、町の活力を維持していく上では大変こう大きな問題でございます。これに対応するため、町では空き家を紹介する空き家バンクや今中山間地域直接支払制度等々を活用しまして農地の維持をしながら、空き家バンクではこれまでに延べ174軒の空き家を希望される方に引き継ぐとともに、中山間地域直接支払制度では176協定により、約1,717ヘクタールですか、の農地が今維持をされております。

しかしながら、これらの施策のみでは相続放棄やそれに伴う耕作放棄地の問題に十分対

処し切れないことから、地域の現状をよく知る、やはり自治会や住民の皆様の御協力は、これから必要であろうと考えております。そして、空き家や耕作放棄地の問題を解決するためには、相続放棄などの法的な課題も多く見受けられます。そのようなことから、やはりそれらに対応できる企業であったり、団体であったり、NPOであったり等々の方々と連携することが最も重要であろうと思っています。

次に、廃校の利用につきましては、議員御承知のとおり、令和7年度には9校の小学校を3校に統合することが既に決まっております。廃校の利活用は、全国的にも進んでおり、社会教育施設また文化施設、医療施設などをはじめ観光施設や宿泊施設など、様々な用途に使われている事例がございます。いずれにいたしましても、学校を学びやとして過ごされた卒業生が多く地域にはおられます。そのような地域住民の意向をしっかりと尊重しながら、その地域によりよく活力を与える使い方が必要だろうと思っています。しっかり地域地域でぜひ、そのような方策等々の案もありましたら、共に考えていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町長も今答弁にあったように、本当にこれ人口減少に伴う空き家、相続放棄地というのが、先ほども言われたように相続放棄による、最近なんですよ、特にこのことが増えたのは。以前は、まず先祖の大事な財産であり、それを何とか相続しながら、維持しながらということがあったんですけども、実際には固定資産税、それからあと土地の管理というものの管理責任、そういうようなものを問われるというか、これ当たり前のことなんですよ、そういうことが重荷になるがゆえに相続放棄という形を、これはどこからその話が、専門家のほうからそういうふうにしたほうがいいですよっていうアドバイスがあるのかどうかは別として、それで役所のほうとしても、例えばそういう相談窓口があったとしたら、90日以内にその放棄ができますよという指導はいいんですけども、そのことによって後々将来的に物の管理責任というものも問われるということも含めて、そういう指導もしてほしいと思います。そういう、これ教育っていうんか、よう分かりませんが、町長のほうで全課を通じてそういうことをしてほしいという思いがいたします。

それから、今独り暮らしの方々大勢おられて、保健福祉の関係で包括も一生懸命頑張っていると思います。いろいろ協力もいただいております。その中でも、やはり終活的

なこと、後々の将来的なことも含めての指導はできんかもしれんけども、相談窓口にはなっていないと、そういう思いがいたします。ぜひ、そのことによってこれが解消できんとは思いますが、何ぼかでもその方法として考えられることができれば。

特に町長に申し上げたいのは、やっぱり町のトップですから、町長のほうからでも町民のほうにも、そういういろいろな会合でも、いろんなことがあるごとに声をかけていただきたい、そういう思いがいたします。これは、町長はじめ執行部の皆さん方に申し上げたいと思いますので、その辺を併せてお願いします。

それから、今の廃校の利用について、町長も地域に活かされた、やはりその小学校で長年の歴史の一環でございます。思い出のある学校、母校でございますし、その学校が廃校になることによって、本当に寂しい思いがします。そういうことも学校がなくなるということと住民が住みにくくとか、その地域におりたくてもいろいろなものが減少してしまつて、そういう思い出がなくなるというのも、これ要因の一つかなあという、そういう思いがしますので、ぜひ、限りがあるものですから、老朽化いたしますから、いずれは取壊しということもあるかもしれませんが。しかしながら、最近になって学校の整備、いろんなことにいろんな町の財産を使いながらやっております。安全対策そして耐震の方法もいろいろ考えながらやって、今現在にその建物を維持しておりますから、その建物をぜひ地域に残されるように、そして地域で活動していくいろいろな団体にも話をかけながら、今そういうことを利用しながらでも残していくという方法と、それから地域が活性化していくための拠点づくりということにも、これから私たちも一生懸命やっていきたいという思いがしますので、ぜひ。

そして、その建物の扱いなんですけど、町長、推進会にもあった公営公設というような、要するに公の施設から一旦は、学校としては財産として外れて、教育委員会の管轄から今度外れて総務財産の管轄になると思うんですけど、その部分でも町全体として考えて、その財産を守るべき公的費用の捻出をここでお願いするのはおかしいですけども、最低限の協力を願えれば、地域としてもそれがやっていけるんじゃないかなという、そういう思いがします。ぜひ、その方向性をつけていただきたいなと思いますので、空き家対策についてはあれですけども、学校の利用について再度、町長に質問したいと思いません。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

空き家と耕作放棄地等々につきましては、やはり多くの方が都市部へ出たりして核家族になって、独り暮らしの方が多くなる。そういう状況の中で、大変多く見受けられます。個人にとっても、町にとっても大変な大きな問題と思っております。言われたとおり、町には直接には固定資産税等々の問題も出てきます。しっかりと全課にわたって、なかなか終活について指導とかなんとかというのは難しいんですけど、じゃなくて、将来的に誰しもこのような問題が生じるかも分かりませんよと、ぜひ前もってその対応等々を考えましょと、また相談できることがあったらしてくださいというような環境をつくっていきたいと思います。

それから、学校については、まさしく6校については何らかの格好で方向を決めざるを得ません。そうした中で、基本はやはり地域に根差した地域の活用というものを考えてます。ただ、地域に任せるだけでなく町としても、やはりそれぞれ適切なものがないかどうかというのは、並行して当たっていかうと思っております。そうした中で、地域が何かされるというときには当然町としても支援はしていかなざるを得ないし、していこうと思っております。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

町長、今言われたように答弁のとおり、それが実行されますことを切に願いたいところでございます。

そして、ちょっと付け加えですけれども、この空き家対策等については、それがあがるゆえに、周りの道路整備についても不備なところが大変出てきました。水路の問題、道路の不備、それが関連した町道であり、農道であり、いろいろな道路の形状もございませぬ。せんだつても建設課のほうへ、現場を見ていただきながら、やはり人口が減少して空き家が増えたり、家族が減ってくることによって昔のような活力あるような生活の基準から離れて少々じゃったらいわと、それから道路の不備にしても我慢しようということも見受けられます。そういうところそ必ず、生活の糧ですから直していくことに対して、行政のほうとしても力添えをお願いしたいと思います。もうこの地域は軒数が少ないとかいうんじゃなしに、たとえ一軒であっても一人であっても町民には変わりはないと思われませぬし、吉備中央町の土地であるということをお認めを願いたいと思われませぬ。これは当然じゃと思われませぬ。

うんですけど、改めましてそのこともお願いをしたいと思います。

そして、その学校につきましても、町の協力なくしては、行政の協力なくしては生かされることは、まずないと思いますので、町としても協力体制のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして本当に簡単ですけれども、私の一般質問とさせていただきます。終わります。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

6番、加藤です。ただいま議長ほうからお許しをいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

すみません、毎回ではありますが、またちょっとこの3か月周期のアレルギーでマスクのまま質問をさせていただきます。御了承ください。

まず、先立ちまして、先ほど同僚議員のほうからもありました、私のは、国内の元安倍さんの訃報というよりも、ユナイテッドキングダム、UKのエリザベス女王、即位されて70年以上国民のため、あるいは世界のために尽くされた、惜しくも悲しくも亡くなられたということです。この訃報で弔慰というよりも、同じ公務員として、民間でもそうだと思いますが。エリザベス女王は即位のときに、皆さん御承知だと思うんですけども、残りの人生全てを国民と世界に捧げるんだという決意表明をされて70年間遂行されてきたと、かくありがたいものだなというふうに、個人レベルではありますけれども、そんなふうにも感じた次第です。皆さん方、執行部の皆さん方にどうこれが響くのか、また議会を終えてからでもいいんで、個人的に考えてみていただければなというふうに思います。

もう一点、なぜか今日、ちょっと感じることがあります。これは、公務員のみならず業務に従事するに当たっての基本的な三原則、若い頃に記憶があると思うんですけど、1つは先行性、それから2つ目が平行性です、3つ目というのが適時性、これを常に意識しながら業務を、例えば計画を作成するにしても締切りがあるであろうと、それで何かほかの計画を作成するに対しても、その目的に向かってやるんだけど、これも片づけなきゃならない、同時並行的に、いわゆるそのキャパに当たる部分なのかもしれませんけども、

1個だけを1つずつ片づける、これも大切ながら、悲しいかな時間には限りがあるということ。先行的にやって、状況によってかつ並行的に業務を履行していくと。総じてその一つ一つが適時性が極めて大切ですよというふうなことをちょっと御記憶にあらうかと思えます。なぜか、今日何かそれを適時性について、今やるべきこと、今考えるべきことというのを、ちょっと走馬灯のようによぎったことをちょっと報告をしときます。

本日は、大きくは3項目について質問させていただきます。1つ目についてはデジタル田園都市健康特区について、2つ目が魅力ある小学校、そして最後3つ目が豪雨等の災害への備えについてです。

1点目のデジタル田園都市健康特区についてです。

まず、質問に先立ち、私も含めて踏まえておかなければならない前提事項について少し述べさせていただきます。

本年6月7日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針には、この構想は単なる地方社会の課題解決ではなく、市場や競争に任せ切りにせず官と民が協働として、成長と分配の好循環を生み出し、なおかつ経済成長を図る。すなわち新しい資本主義の重要な柱の一つであるというふうに政府も意義づけております。今回指定を受けた吉備中央町、当町外2市の健康特区は、国家戦略特区として国家構想を先導する、言わばモデル自治体なんだと。言い換えると、全国、日本国内1,700以上ある市町村自治体のどこよりも早く、今後日本国内の各自治体が将来あるべき地方自治体を目指すに当たり、どこよりも早くその課題解決に着手する、選ばれた吉備中央町なんだと、これを踏まえることが必要なんだと。

もう一つは、選ばれたところだけで喜ぶのではなく、事業を履行する責任が同時に発生してるんだというところを同時に踏まえておかなければならないと思います。この事業の履行の責任、じゃ事業履行ができればいいんだ、そうじゃないですよ。事業の履行、よし取り組んで事業を進めていくぞ、これが目的ゴールではありません。その事業を進めた結果どういった効果あるいは恩恵、成果が上げられることができたのかと、ここが本来の目的でありゴールだと、この辺をやはり執行部皆様、それから私ども議会の議員それから町民皆様が踏まえて、今後それぞれの立ち位置、それぞれの立場で共に推進していくべき踏まえる事項なのかなというふうに思っております。

以上を踏まえて、各質問に対する答弁を求めます。

まず1つ目、その推進するに当たっての決意、全町民がデジタルの恩恵を享受できる誰

一人取り残さない、そういった地域社会を目指すに当たり特区指定という、言わば千載一遇のこのチャンス、町長、これを首長としてどう生かしていくのか、あるいはそのビジョン、そしてその決意はどういったものなのか、お尋ねをします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、6番、加藤高志議員の御質問に答えさせていただきます。

現在、少子・高齢化や人口減少が急速に進む中、中山間地域の小さな町である吉備中央町こそデジタルの力を活用しながら、地方創生に取り組むことが強く求められていると認識をしています。また、こうした地方の課題については、自治体の力のみで解決できる問題ではなく、知識、技術を有する事業者や大学などの連携した共助の取組、ビジネスモデルが必要不可欠となってきています。こうした中、今回石川県加賀市、長野県茅野市とともにデジタル田園健康特区の指定を受け、各種事業を進めるため、交付金の採択による財源の確保やデジタル技術を活用した先端的なサービスを提供する事業者、大学など多様かつ創造的な人材が吉備中央町に集まっております。町の目指す将来像を実現するため、こうした事業者や大学などとしっかりとこう、自治体の首長としてリーダーシップを発揮し、まとめ上げることで、千載一遇のチャンスを生かし、中山間地域の小さな町がデジタル田園都市国家構想を先導することで、全国へしっかりとPRを行うとともに、誰もが便利で快適に暮らせる持続可能な社会を実現していきたいと思っております。そのため、今後社会のデジタル化が急速に進んでいくことが予測される中で、本町においてもデジタル技術の活用によって様々な社会問題に町一丸となって果敢に取り組んでいくためのデジタル変革の宣言についても検討をしていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

今町長のほうから宣言に関して検討するという答弁をいただきました。今お聞き的全町民の方々については、非常に心強い、言わば町のリーダーがこれから旗を掲げて宣言をする。そういったことをこれから検討いただくということで、非常にわくわく感も募ったことだと、そのように感じます。

続きまして、そのデジタル化に伴う具体的な恩恵についてお聞きをしたいと思います。

通告についてはちょっと2点に分けておりますけれども、1点にまとめて質問させていただきます。

全町民が享受できる具体的なその恩恵について、どういったものなのか。そして、その恩恵が最大限、今持っている一番大きな課題すなわち人口減少なんですけれども、最終的にその大きな課題へ、解決に向けてどう寄与していくのかということについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

まず、全町民が享受できる具体的な恩恵についてですが。

現時点では、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等における住民票、所得、課税など各種証明書の自動交付がございます。また、デジタル田園健康特区にて取り組んでおります高度救急分野では患者情報を収集し、電送システムを構築することにより、急変の予測を踏まえた適切な病院選定や早期の治療着手などが挙げられます。そのほか独り暮らし高齢者の見守りや安否確認、行政手続のデジタル化等についても取組を進めております。

また、将来的な話にはなりますが、人口減少により様々なサービスが、これまでの事業形態では需要の変化に伴う事業採算性等の観点から提供が困難になっていくことも予測されます。そうした中、デジタル田園健康特区により構築するデータ連携基盤やデジタル技術を活用した各種サービスを活用することにより、町民の皆様の生活の利便性向上を図るとともに、持続可能な形でサービスを提供することを可能にし、安心して暮らし続けられるまちづくりを行なってまいりたいと考えております。

また、最大の課題、人口減少の解決についてでございます。

デジタル技術を活用した高度救急や母子健康手帳のデジタル化による将来の母子健康への備え、子育て不安の予防など、生活全般にわたる利便性向上を図る各種サービスを実現することにより、町民や移住希望者等の不安を解消し、人口減少の解決を目指していきたいと思っております。

あわせて、将来的な話にはなりますが、現在構築を進めておりますデータ連携基盤やデジタル田園健康特区としての強みを生かしながら、イノベーションの創出、企業誘致など

により地方に仕事、人の流れをつくり、人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

今課長のほうからあったとおりなんですけれども、私が思うに、当町が抱えている最大課題である人口の減少、これを回復、横ばいにして右肩上がりをしていくためには、言ってみると吉備中央町にお住まいの全町民の方々が不便を感じず、逆に利便性を感じていくというような町並みになることが、関係人口にとどまらず移住人口者の数っていうのが増えていく。すなわち、人口減少という大きな課題を解決する。町に住んでいる町民皆さん全員が、ああ、不便を感じないなあ、すごく利便性を感じるようになったなあということが、一番大きい根底の課題の人口減少に歯止めを打つ、ここに直結してるんだということでもって、今後その推進に当たっては、執行部としても従事していただけたらなというふうに思います。

続きましても、2つに分けておりますが、1つにまとめて質問させていただきます。

健康特区については3地区、当町それから石川県の加賀市、長野県の茅野市と、この3つが選ばれたわけなんです。特区、ほかの2市との連携についてです。

加賀市、茅野市さんとの共通の課題認識の基、この健康医療等に関し自治体間連携により先駆的事業の実施が求められています。この推進については、本国家構想実現に寄与すべく、ほかの2市、加賀市、茅野市さん、これをリードするような、そういった気概を持って連携には主導的に臨むべきと思うが、その認識は、またその具体的な連携内容について答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

まず、2市をリードするところの連携の部分です。

議員のおっしゃるとおり、特区に指定された他の自治体との連携、またデジタル田園都市国家構想についても本町が先導する役割を担っていきたいと思っております。国からも

吉備中央町にデジタル田園健康特区を先導してほしいと言われておるところでございます。本町がデジタル田園健康特区を先導することにより、デジタル田園健康特区と言えば吉備中央町と言っていただけるよう、全国へ発信していきたいと思っております。

また、デジタル田園都市国家構想につきましても、本町が先導できるよう関係事業者等との連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ほかの2市との具体的な連携内容についてでございます。

データ連携につきましては、国において各地域が所有する異なる形式のデータを標準化HL7FHIR、標準規格ですが、これを行うことによりましてデータ連携を可能にし、各種サービスの連携やビッグデータとしての活用を可能にすることとしています。

なお、3自治体の連携した取組につきましては、現時点では検討段階となっておりますので、今後具体的な協議を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

ぜひ、その連携については、何と言いましょうか、よくありがちなんですけども、例えば携帯電話の充電器ありますよね、これの差し込み口にも様々な種類があつて、非常に汎用性に欠いていて不便を感じることもあろうかと思えます。要は、そういうことです。今課長も少し触れられましたけれども、1,700以上もある自治体の中からこの3つが健康特区に指定されたので、この3つでそれぞれが共有しながらも、それぞれが開発あるいは推進していく内容について、さっきの連携がスムーズに行くように当初段階からその設定とか、物に限らず構想そのものも含めて互換性を持つような、そういった仕組みを一番当初の時期からすり合わせておきながら推進していくということが極めて、二度手間作業にならないために、必要なんではないのかなというふうに思います。

要するに、そこで出来上がった、この3市の関係で出来上がった一くくりのフォーマットというのが、言い換えると今後近い将来、以降の日本国内の残りの1,690幾つかの市町村自治体のも、そこに持っていく場合も多くあるわけですから。要は、そういった全国に普及するための汎用性、スタンダード、これをしっかりと共通的なシステムにつくり上げていくというところにも留意をして進めていただけたらなというふうに思います。

続きまして、魅力ある小学校についてです。

1つ目については魅力ある小学校（案）、この中に4本柱が記載をされております。1つ目は郷土愛の育成、2つ目に主導的に学びを調整する力の育成、3つ目に多様な教育の実践、そして4つ目にアフタースクールの充実とあります。

そのうちの最初の1つ目、郷土愛の育成、これで推進予定の吉備中央町ふるさと学（仮称）、これは教育計画部会においていつ頃までに大綱、骨子、これを作成して本計画策定に資するのか。また、本部会、これは各小学校の校長先生で編成をされてると思いますけれども、この状態の編成内容で吉備中央町ふるさと学の中身自体が、本当に保護者の思いあるいは意見と一致するような形で形成されていくことが可能なのかどうかについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

6番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

郷土を愛する心を育む吉備中央町ふるさと学については、学校の総合的な学習の時間や社会科の授業などを利用し、継続的に児童に学ぶ機会を設ける予定といたしております。教育計画部会において現在の各学校の教育目標などの学校教育計画を持ち寄り、それを基に学校間での調整や教育研修所の専門部会において教育課程を作成する中で検討することとしております。作成に係る最終期限は令和6年11月頃までとしておりますが、できるだけ早く作成できるように考えているところでございます。

教育計画部会については、教育時程の編成、学校組織の調整、人員配置の要望、教育課程の調整、教職員マニュアルなど専門的な内容が多く、各校の校長で構成をしています。保護者の方の意見などについては、各学校で既に導入されているあるいは年内に導入が完了するコミュニティ・スクールにおいて保護者及び地域の方々が学校運営に参画していく中で、学校長に意見、提案などを吸い上げていただき、反映する体制ができるものと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

承知をしましたが、ちょっともう一回だけお尋ねします、ちょっとよく分からなかった

ので。

保護者の意見については教育計画部会で考えていく、いわゆる骨子の部分、大綱、それがある程度まとまった段階で吸い上げるというようなタイミングの理解でよろしいのか。はたまた、そうじゃなくということであれば、例えば細かいことを言うと、魅力ある小学校の中の吉備中央町ふるさと学の中には、例えばもう今町内にお元気でいらっしゃる大先輩の方々の工芸品作りであったりとか、あるいは文化財それからお祭りなんかも含めて、その囃子をどうするのかとかいろいろあるかと思いますが。そういったものもひっくるめてのふるさと学というふうに私は理解しているので、そういった方々、じゃ誰が教えるのから始まって、その意見を吸い上げるタイミングというのは、極めて大切だと思うんです。もう一度、吸い上げて反映させようとするタイミングについてお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

6番、加藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、もう既に学校と地域、ここについては先ほどおっしゃられていたような地域のいろんな伝統文化、これについて学校の中でいろいろ指導していただいていることが多々ございます。そういったものについては、先ほど申しましたコミュニティ・スクール、これが今年度ほとんどの学校で動いていきます。これは、地域の方々が入っていただいて学校運営について考える会ということになっております。その中で、今はこんなことがやりたい、次はもっとこんなことができるんじゃないか、あるいはこれからはこんなことが先に見えるよというふうなことも話し合われたところがあるかと思いますが。ですから、同時並行で進んでいくというふうに考えていただいたらいいのではないかな。その中で吸い上げていただくということになっているかと思いますが。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

ちょっと冒頭に申し上げたデジタル田園関係でいうところの事業の履行が目的、ゴールではなくって、その効果、成果が本来目指すべきゴールであり目的なんだよというような同じ趣旨のことなんですけれども。そもそも一番初期の段階の統廃合の時期に各地区を回

って、公民館とかで住民説明会などをやられたかと思います。そのときに、この吉備中央町学というのを目指すべき旗の先っていうのは、日本一の吉備中央町学というふうにイメージを掲げてたように私は記憶してるんですけども、本当にそういった中身を今現段階目指す形で検討されてて、くどいようですけども、保護者からの意見を吸い上げる時期だとかを含めて、協議してる内容、それから協議の行程、それから保護者の意見の抽出、このタイミングというのが本当に、日本一を目指すに当たって段階的に日本一の吉備中央町学を目指す、これはもう全然オーケーだと思います。ただ、目指すべきは本当に日本一を目指していくんだという気概がここにあるような、そういった進捗の仕方というのをぜひしていただいて、それが実現できるような計画内容に策定をしていただけたらなと思います。ちょっと付言的になって申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

2つ目、4本柱の中の3つ目、多様な教育の実践、これで推進予定の国際化に対応する国際理解教育、これにはJICAとこれまでに意見交換してきた内容あるいは成果、これが教育計画部会にも共有され、また今後の検討あるいは町政に反映される現体制となっているか否か、お答え願います。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

国際化についての取組への研究は、校長会などにおいて共有を図っているところでございます。教育計画部会でも検討することはもちろん、今後の学校教育活動においても国際的なノウハウを持ったJICAなどと連携し、町内学校の国際理解教育の充実に向けて取組を進めていく予定でございます。具体的にはJICA関係者を招聘した町内教職員の研修会を来年度は実施し、教職員の国際理解教育に関して理解を深めるとともに、各校における授業化について検討する機会を設けるよう現在協議を進めているところでございます。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

では、最後の質問です。4本柱の4つ目のアフタースクールの充実についてです。

この推進について担当部会へこれまで、例えばプロスポーツクラブ等との意見交換、な

されたと思います。その内容、この共有、それからそのクラブの検討チームへの紹介とか、そういったものはなされておりますでしょうか。

それともう一つは、アフタースクール、その中のスポーツ部門が出来上がった、その様というのは、今休日の部活動の地域移行ということで公立中学校、進んでいると思うんですけども、小学校へ通学する小学生に対するスポーツ教育というものが、その先の中学校にも何がしかの連携を生むような形の、いわゆるワンパック化したプロの教え、子供たち練習をする側にとっては、言い換えると光が見えるようなものを小学校でとどめるともつたない話なので、そういった休日の部活動の地域移行を進められているということもあって、本町のたった唯一1校の公立中学校で加賀中学校いわゆる小学校を経て、行く先でも同じような形の体制が取れる。その一貫スポーツ享受体制といいたいでしょうか、そういったものを考えておられるか否かということについてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

アフタースクールの実施に向けては、現在統合準備委員会の専門部会で協議を行う予定としているところです。プロスポーツクラブの、例えばサッカーでは地元ファジアーノ岡山、卓球では岡山リベッツなどのチームがありますが、現在学校との連携の下、小学校のスーパー連携事業に指導者として、また中学校部活動へ出張コーチとしてきていただくなどの実現が年内にもできる運びとなっており、今後アフタースクールでの活用に向けた、これらのチームとの協議を進めてまいりたいと考えております。

議員御提案の小・中連携による一貫指導体制については、まずは児童・生徒がプロスポーツ関係者に指導を受け、気づきの場を得る機会を設けながら学校現場とも協力して、引き続きよりよい体制となるように研究を進め、発展をさせてまいりたいというふうに考えております。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

了解です。

小学校再編の問題、もちろん公立中学校の部分もひっくるめて、冒頭質問させていただいたデジ田園特区で、この成果というものが町民の幸せと、それから人口増に直結するというふうに申し上げてきましたけれども、忘れてはいけないのは、教育というものも当然、外から見て魅力を感じる。子育てするにはあそこがいいなという直結した要因になるんで、人口増の。ここは部門は違えども教育行政もこのデジ田園特区に乗っかる形で、ちょっと不謹慎な言い方ですけども、一体となって子供たちを増やす、総じて町としては人口が増えてるといふようなところに直結するような計画策定それから推進、こういったところに頭の片隅に置いていただきながら、教委としてもやっていただけたらなということをお願いをいたしておきます。

最後に、豪雨災害への備えということについて質問します。

吉備中央町国土強靱化地域計画（案）、これには河川の氾濫、浸水災害に関して防災マップの更新あるいは河川改修事業の促進、これにとどまっておりますけれども、宇甘川等の氾濫時に備える幹線それから支線、幹と枝の川、この水位状況を把握するすべが、悲しいかな具体化をされておられません。令和4年、本年4月起案の吉備中央町国土強靱化地域計画のアクションプラン、上位計画の下のアクションプラン、この案でも防災情報伝達体制確保事業において伝達手段を1件増というふうにKPIに掲げておられることから、避難を要する地域住民への早期警戒を促すためにも、いわゆる避難するための時間を獲得するためにも、デジタル技術で防災・減災、治水、これを図るべく今、例えばの話でいうと岡山大学が開発した治水、それから水害予測システムというのが岡山県、愛媛県、香川県で合計60か所ぐらい、記憶が合ってればですけど60か所ぐらいで実証に取り組むんだというふうにメディアでも報じておられました。例えばそういったAIを活用した水害予測システムといいまじょうか、そういったものを完備をすることこそが促進する必要な要素なのではないかと思うんですが、その辺に対する認識についてお尋ねをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

6番、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨今の異常な気象状況により局地的な豪雨がいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。行政では町民に対し避難情報の警戒レベルに応じた避難指示等を的確に示

し、町民の安全確保に努めていく必要があります。現状、大雨に対する避難情報の対応といたしましては、県が実施する事前の大雨説明会の内容や県防災システムからの予想雨量及び河川水量の増水状況等から総合的に判断をしているところであります。

議員御提案のとおり、これからは災害対策においてもデジタル技術を活用する機会は多くなることが想定されます。水位状況など把握することにより河川の氾濫危険度の早期予測が可能となれば、住民の避難誘導における的確かつ安全な避難ルートの確保など期待ができるものと考えます。データの活用につきましては、川の水は上流から下流へと、他の市町村との連携も視野に入れながら、また今後のデジタル化とともに検討の価値はあろうかと思っておるところであります。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

よろしくをお願いします。

1点だけ付言させていただきますと、前も質問の中で申し上げたかと思うんですが、災害、何でもそうなんですけども、備えがなくて憂うことがないように、そこを肝に銘じて執行部のほうとしても、全町民の安心・安全を担保するんだという気概で取り組んでいただけたらと思います。

最後に、結言的にお話をさせていただきます。

教育に関しては、各地での統合説明会等で保護者の方々に努力約束をされた、先ほども申し上げました日本一の吉備中央町学、これを最終的に目指した各委員会及び部会の協議となっている。これについて質問でも申し上げたとおり、教育行政を所管する教育委員会として適時確認、状況によっては誘導整理をしながら推進していただけたらなというふうに思います。

また、デジ田特区に関しては、当初実証予定の交通対策、そして鳥獣対策それから子育てに役立つPHR、パーソナルヘルスレコード、個人健康記録においても、例えば母子健康手帳の電子化であれば、例えばです、ああ、もう私らの大先輩の年齢層の方々、もう妊産婦と新生児が対象でしょと、母子健康手帳、これをイメージしたときにね。そうではないんだと、私の孫のためであるとか、それから待てよ、これ、30年後、今いる子供たち、言っても中学生ぐらいまで母子手帳を持ってるだろうな、さすがに大人になったらもうどっかに行っちゃってる。でも、30年たった後、あるいは半世紀たった後、おいお

い、このシステムって健康手帳として全住民、年齢層関係なく全年齢層に1周してくるじゃないかと、なので自分のことなんだというふうに捉えることが必要だと。

ここで繰り返したいが、推進とそれから本当の目的、ゴールである達成させるためにはみんなが自分事化をすること、ここからまずはスタートをするべきだと、私はそう確信しております。そして、何度も言うように千載一遇、私的な言葉で言うと、恐らく不謹慎で申し訳ないことで、最初で最後のチャンスだと思います。このチャンスを町一丸となつて、ぜひ実証に取り組んで、来たるべき幸せな目標に向かっていけば、誰一人残さない、そういった気概のエンゲージメントコミュニティ、すなわち深いつながりを持った全町民の関係性、これもまた気づくことができるんじゃないかと、このように確信しながら思っております。ぜひ、各課、少々セクションは違えども、執行部におかれてはそういった気概を一丸となつて、一つの目標として捉えて業務を推進していただいて、何年後かの成果が出る日、これをぜひ迎えようと、そう思います。

最後に、これをお聞きの町民の皆さんも含めて、もうわくわく、光がもうすぐそこまで来てます。ここは各立場、地位、役割、こんな垣根を越えて全町民一丸となつて頑張っていこうではありませんか。

以上、質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

午後 1時00分（2番 山本洋平君 出席、11番 西山宗弘君 退席）

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

ただいま2番、山本洋平君が出席しました。また、11番、西山宗弘君が所用のため午後から早退です。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

9番、日本共産党の日名義人です。通告に基づいて質問に入りますが。午前中の皆さん方の質疑応答、聞かせていただいて、改めて吉備中央町の町民の生活の地である地域をどう見るのか、これから地域をどう見て、その上に再活性化させるのか、これが大きな課題だと、かなり掘り下げてみる必要があるなあというふうに改めて思いました。その延長線上の隅っこの問題を、実際には質問の中で取り上げているかなというふうにも、私の中では思いとしては位置づけております。

まず最初に、こんなことを頭に浮かべましたので、一言しゃべります。

ちょうど吉備中央町が合併した頃に産業建設常任委員会で今治市の視察に行きました。ここはちょうど市長選挙が終わった後で、その市長選挙の争点の大きな課題が、学校給食の在り方、自校方式かセンター方式かで、結局はっきりと自校方式を守ろうという政治姿勢の市長さんが当選され、その後、地域の地元食材をしっかりと使いながら学校給食を進めていく。その結果、実は地域でかなりの数、移住者が増えた。東京のほうからも地元農産物を給食に取り入れてるといふことの魅力でやってきたという報告を知りました。担当職員も専任の方がおられて、女性の方でしたが、かなり熱心に私たちの視察に答えてくださったのを、今改めて思い出します。そういった私の思いも含めて、1つ目の質問したいと思えます。

魅力ある学校を目指す、こういうことで今再編統合が進んでいます、小学校とまたは幼稚園と園の。そうですが、その中で当然児童・生徒の在籍の増が起ころうわけですから、中でも吉備高原小学校はどう見ても大和、吉川が集まってくる。それも合併当時のことから頭にすれば、吉備中央町いわゆる加茂川も賀陽もひっくるめた新たな校区になるということも、ここで起こってきたわけです。当然、改めて旧町のことをあれこれ言う必要ありませんけれども、そういうことで改めて吉備高原小学校は子供たちが増える。増えたら、あっここでやられている自校方式の給食の施設が足らなくなるのではないか、不足するのではないということになると、改めて合併当時に協定でも約束し合った自校方式とセンター方式を共存させて当面やっていこうという、このことが改めて再検討される可能性もあるなあ、言わばこの機会により効率的な給食をということになりかねんというふうな気持ちもありましたので、改めて自校方式を、教育委員会、どのように評価されているのかというふうなところから、質問をさせてもらおうと思えます。施設の見直しは同然必要な中

での話だということです。1つ目の質問は、そういう質問から始めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

9番、日名議員の御質問にお答えいたします。

現在、町内の小学校の給食は、自校給食と共同調理場で調理した給食等を併存、併用して提供しています。議員御質問にある統合後の給食についてですが、今のところ統合校として活用する小学校の方式をそのまま変更することなく、給食を提供することとしています。そのため、津賀、円城、御北小学校の統合校は自校給食、上竹荘小、豊野、下竹荘小学校の統合校は竹荘小学校給食共同調理場、吉川、大和、吉備高原小学校の統合校は自校給食とする予定でございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ちょっと気がかりだった吉備高原小学校も自校方式を維持するというでしたので、ある意味ではほっとしたんですが。しかし、改めて食育の観点から、かつてよりもはるかに食育の重要性が見直されているときですが、自校方式の意義を確認しておきたいと思えます。

食材がどうやって作られているのか、誰が作っているのか、それが調理場でどのように調理されて、そして自分たちがおいしく食べることができているのか。これを身近に目の前で見るということの意味、食育の中での意味、これは大きいものがあると思うんです。どこかで作っていただいたものを食べるというよりも、そういった生産の過程、調理の過程までも視野に入れた教材というのは、まさに値打ちがあるんじゃないかと、改めて思いますが。そのことの意義は共通ですよ、先生。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

自校給食のメリットとして考えられるものは、議員御指摘のとおり、地域の食材を地域で消費できる地産地消をより身近に実施できること、また配送の時間を考慮する必要がないため、可能な限り出来たてを提供できることが挙げられると考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

全く同感だということを確認したいと思います。

ところで、実は調理場で働いてくださっている調理員の皆さんに、どっちかというたら、臨時で働いてくださってる、そういう身分の方が多いというふうに聞いています。やっぱり重要な、そういう仕事をしていただけるんですから安定して、引き続きその職場で頑張ろうという意味の身分の安定というんか、そういうものが検討されてもいいんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺りどう考えておられるでしょうか。問題意識として受け止めておられるかどうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えします。

町内の給食調理場で勤務している職員は、令和4年8月末現在で正規職員12名、会計年度任用職員22名となっており、職員の多くは会計年度任用職員として採用し、日々の給食の提供をしています。会計年度任用職員として採用している職員は、子育て世代の方も多く、例えば1日4時間また5時間勤務、週3日の勤務など、その方の生活環境に合った働き方をされている方が10名おります。

議員御質問のとおり、職員の正職化については、現場の状況また財政状況等も勘案しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

一定の長期的展望を持ってその場で働き続ける、また仕事の意義もしっかり感じていただくということのために身分の安定、これは調理員だけじゃなくて、次のほうでも取り上

げると思いますが、いわゆる会計年度任用職員、これが見直されている時期でもありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。これは、改めて次のところでも触れたいと思います。

もう一点、この小学校の給食費の無償化のことが魅力アップの一環ということで、職員でつくられた、こどもあふれる化の提言の中にありました。これ、ぜひこの機会に実現をしていくということを要請したいのですが、どうでしょうか。

つい最近、こんな統計を見ました。全国の85%の自治体で、給食費の補助で負担を軽減している実績が生まれている。もちろんコロナ対策なんかの交付金を利用してというふうにもお聞きしてますが。ぜひ給食費、ここで無償、要するに負担軽減を思い切って進めていく。吉備中央町では給食費が無償だというのも、子育てにとってはいい魅力だと思いますので、ぜひ決断をお願いしたいと思います、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校給食については、新型コロナウイルス感染症拡大の中での子育て世帯支援対策として令和2年9月から一定の期間無償化することとし、現在も対策が継続されているものでございます。教育委員会といたしましても、少なくとも新型コロナウイルス感染症の影響が続く間は継続となるように、また子育て支援の観点からも適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

その適切な対応というのは、明らかに無償化だと思います。そのことが子育て世代の大きな支援になる。ぜひ、一時的な対策じゃなくて、恒久的なものをぜひ強く要請したいと思います。

2つ目の質問に移ります。

吉備中央町には2つの図書館があります。しかもこの2つの図書館、私たちが聞いている範囲内では、相当工夫された活発な活動が行われていて、県下でも私は自慢できる内容ではないかというふうに思っているのですが。その自慢することは、周囲からも注目され

る、改めてそういう状況になれば、これまた農村地帯でありながら図書館活動が活発だ、文化的な活動、一つの拠点になっている。そういう意味では町の魅力にもなると思います。

よく都会の利便性というふうに言われますが、農村を生かしながら、しかもそこでは質の高い文化活動も行われている。これが重なって、初めて本当の魅力だと思いますので、そういった意味でも図書館の存在は大きいと思います。その辺、2つの吉備中央町図書館の今まで積み上げた実績をどのように評価されているか。私は評価しているんですが、教育長の目からはどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

加茂川図書館とロマン高原かよう図書館では、新型コロナウイルス感染症により来館が難しい状況下ではございましたが、出前図書事業を積極的に行い、貸出数は感染症拡大以前とほぼ変わらず推移することができました。出前図書館事業とは、図書館から町の施設、学校や児童クラブへ本を運んで貸出しを行う事業で、この事業は図書館に来館が難しい方に御利用いただき、高評価をいただいております。また、朗読会などのイベントも定期的に開催したり、古くから伝わる町の話記録として残した本を出版し、語り継いでいくよう努めているところでございます。今後は、読書のさらなる推進を図るため新たなイベントを企画したり、今年度購入する移動図書館車を利用し、出前図書事業をさらに充実していくよう、運営方法を検討してまいります。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

教育長も評価しておられますように、私全く同感なんです。さっきの地域への出前図書の活動あるいは語り等、単なる図書の本の貸出業務だけでなく、いろいろ工夫して頑張っておられる。そのことをしっかりと評価する必要があるなというふうに思います。

ところが、その中心になって頑張っておられる司書の方々、職員は、それこそ会計年度任用職員、1年単位だ。ところが、図書館の活動というのは将来を展望しながらずっと

積み上げていく活動です。そのためには1年じゃなくって、本当に若い方だったら20年、30年先を一生の仕事としてここで費やそうという、そういう保証が必ず要ります。ところが、それには少し足りない、これが会計年度任用職員の状況だと思います。

最近、私はこんな統計を見ました。これは自治労連、いわゆる自治体労働者が集まっている労働組合の調査した結果ですが。201万3,800人を対象にして調査されましたが。その結果は、会計年度任用職員、低処遇、不安定で転職が多い、それから職場から知識と経験が、その結果生まれてしまいがちだ。さらに仕事に対しての向上心やモチベーションを持たなくなる。そういう仕組みが、実際にはこの会計年度任用職員の持っている一つの側面なんだというふうに思います。改めて将来を見通して、しっかりと図書館活動を展開していくためにも、司書の方々を専門職としてしっかりと認めるということと同時に、待遇を改善していくということが不可欠だというふうに思いますが、強くこれは要求したいと思うところです。

私もかつてこの場でせめて嘱託という身分にというようなことをお願いしたこともありますが。ぜひ、この図書館活動を活発なものにしていくためにも、こういったところにも目を注いで、しっかりと対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えします。

現在、正職員1名、会計年度任用職員8名で加茂川図書館とロマン高原かよう図書館の2館を運営しており、本の貸出し等の管理業務やイベントなどを開催しております。そのうち会計年度任用職員の図書館司書は1名採用しており、両図書館を担当しています。専門職の図書館司書を図書館に継続的に雇用する環境は大切ではありますが、専門職の正規採用には様々な課題の検証が必要であり、今後他の自治体の状況などについて調査してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

今の答弁に対して質問2つ、1つ目、正職員が1名というふうに言われましたが、これ

は私が聞いている範囲内では、専門的にというよりも併用、仕事の一部を図書館のほうへという、そういう仕事ぶりですよね、仕事の分担として。いわゆる専任ということにはなっていないと思うんです。ですから、言うてみたら、本当に1日全てをしっかりと連日図書館の様子をつかんでいるというのは、実は司書の方だということになるわけなんです。それに対して、時々目を注いでもらっているのが体制として実態だと、これではちょっと足らんのではないかというふうに私には思えます。

かつては、図書館の館長が正職でおられましたけど、今は、OBが悪いという意味じゃないんですよ、OBの方がほとんど図書館の館長をされている。やっぱり現職の職員がそれ専門に当たってるということで、初めて図書館も将来にわたって展望を持ちながらやっていけるのではないかということで、改めてそういった待遇をお願いをします。これが1つ目。

それともう一つは、その体制強化のほうは司書の、先ほど言いましたが、正職員化、安定した身分で頑張れば待遇も改善されていくという、そういう状態を実現することが必要ではないかと思います。そうやって初めて将来を見通した、しっかりとした図書館活動ができるのではないかというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

お答えいたします。

専門職の職員についての採用については、先ほども申しましたように、しっかりと他の自治体等も検証いたしまして、そして今後しっかりと調査し、検討をしてみたいというふうに思っています。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

周辺部の自治体とのバランスみたいなものも考えられるんかと思いますが、その一歩を抜け出して、吉備中央町独自でより内容のしっかりしたものをつくっていこうという前向きな対応が要る、様子見ではない、そのことを強く指摘しておきたいと思います。改めて、これも単なる図書館ということだけではなくって、吉備中央町の存在感を高めること

にもつながっているんだという、そういう理解の仕方を、ぜひお願いしたいと思います。

次の3つ目の質問に移ろうと思います。

ここでも、私は改めて地域をどう見るのか、地域の値打ちをしっかりと見るという意味では、かなりシビアな論議がこれから必要なんではないかなというふうに思います。と言うのが、今、吉備中央町にとって必要なのは、東京、大阪のような大都市型の利便性を望んでいる人たちが、皆無とは言いませんけれども、そのことが主要な問題ではなくって、この地域で、この自然やら、つくり上げてきた文化環境等の中でどうやって安心・安全な老後やら、あるいは農業やらを営んでいけるのか、それは必ずしも都会型の利便性ではないと思うんです。そういった意味では、やっぱり吉備中央町独自の皆さん方の要求をしっかりとつかみながら、それに対応していく、そのことが大前提に生かされないといけないんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味でこのデジタル化、例えばデジタル社会形成、これは新しい資本主義の重要な柱であるとか、あるいは地方の社会課題解決の鍵だと、官民双方でDXを推進していくんだなどのことがいろいろ言われます。確かに、岸田内閣は新しい資本主義の重要な柱というふうに言われてますが、中身を、ほんならどこまで全面的に、国民に新しい資本主義のことを提起してるか、これは岸田内閣総理就任してからでも出したり引っ込めたり、本当に曖昧なような状況が進んでいると言わざるを得ない面もあるわけです。そういった中で、このデジタル社会だけは各省庁を超えて、新しい強力なデジタル庁をつくって推進していく。しかも、その職員が足らんから、人材が足らんから民間からどんどん抱き込んで、そしてその力を借りている、こういう言い方になってます。

私は、改めてこの吉備中央町でも確かにデジタル、これを支えていくような人材が十分に存在してる、そういう町だとは言えないと思いますから、民間の、または専門家の力も借りながら進めていくということ、否定はしませんけれども、逆にそこに寄っかかってしまって、せつかくのこの地域の独自性、これが後景に下がるというようなことはあってはならないと思うんです。言わば、今日も午前中論議になってましたが、全国的な先進地域、モデル地域を、そのとおりだと思います、言葉では。では、そのモデルとは一体どういう条件の下でのモデルなのか。北海道でも沖縄でも吉備中央町でも当てはまる、それはモデルじゃなくって、この地域の条件をしっかりと受け止めた、そういう意味でのモデルというふうにならなければならないと思いますので、改めてこのデジタル社会の形成ということについても深く考えていかなければならないんだなあというふうに思います。

そして、実現する姿を想像しますと、医療だとか福祉とか教育、この防災というのはもともと行政が担当した仕事です、行政が責任を持って、もちろん民間の力を借りながらですけども、行政が担当していた。ところが、この構想ではどうも、私は内容までを民間主導、サービスを民間主導に寄っかかって実践していく姿が想像されてたまるんです。そういった意味で、改めて私も、このスタートの段階ですからいろんなことを見させていただきながら、気になることは提起させていただこうと思いますが。そういう、私は印象を持ちながら、今日も質問をさせてもらっています。

まず1つ目に、今進み始めたわけですから、この構想が3つ事業としては、私たちには手に資料としては入ってきますが。この動かしていく体制、実働の体制、これがどこまで進んでいるのか。これをまず聞きたいなと思います。

私が知ってる情報で言えば、吉備中央町デジタル田園都市協議会がつくられた。その事務局は企画課が担うことになっている。そして、最近横文字のインクルーシブスクエアが成立して、そしてプロポーザルの上で、そこが実際には指名を受けた、1社がね。こういうふうにして進んでいってます。あれれ、いつの間にこんなふうになっていったのという印象も持つわけです。そういった意味で、今の体制、現状はどうかということをお教えしてほしいし、同時に3地区が指定されていますが、首長同士の連携する場所、協議する場所等ができていくというふう聞いてますが、内閣府との関係ではどういう関係で、そこが進められているかをお聞きしたいと思います。

2点、よろしくをお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

9番、日名義人議員の御質問についてお答えいたします。

本町がデジタル田園健康特区に指定された後、内閣府よりデジタル田園都市国家構想推進交付金事業を活用した交通DX実装プロジェクト、鳥獣対策DX実装プロジェクト、誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの創生事業の3つの事業の交付決定を受けております。いずれの事業もデジタル技術を活用し、本町の社会課題の解決を図る内容となっております。

この交付金事業は、コンソーシアム、協議会等を形成するなど、地域内外の関係者と連

携し、事業を実効的、継続的に推進するための体制が確立されていること、またデータ連携基盤と各種サービス実装に当たっては官民及び民間の連携確保、複数の事業が連携し、サービスの生活実装に取り組むこと、オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス提供事業者が同基盤上でサービス提供するものであることなどが要件となっております。そのため本町では、これらの事業の推進を産学官金の様々な経験者で構成する吉備中央町デジタル田園都市推進協議会へ諮ることとしております。

今回の3事業について協議会で協議した結果、公平性を担保する観点から、公募型プロポーザル方式において実施する運びとなりました。8月3日に開催したプロポーザル審査会では、2事業者から計4つの事業提案について審査した結果、3事業とも有限責任事業組合吉備中央町インクルーシブスクエアという事業者が採択され、事業実施者として事業を進めていくこととなります。

それから、先ほど内閣府との話がありました。これについては、現在まだ詳細なスケジュールは出ておりませんが、冬頃に区域会議というものを国のほうで立ち上げて、それまでに国のほうで区域方針、それからそれを踏まえて、それぞれの自治体のほうで区域計画というものを作成して、冬頃に行なわれます区域会議のほうで審議をしていくという流れになるとお聞きしております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

大体概略は、お話聞かせてもらってイメージできたんですが。ただ、気になるのは、この有限責任事業組合、このインクルーシブスクエア、これが突然つくられた形跡がありますよね、短時間の間に。これの7社が参加して、中核的な役割を果たすのは株式会社システムズナカシマでと、こういうふうにお聞きするわけですが。どうやってこの業者が選定されていった、どういう論議の中でこの7社に絞られたのか。やっぱしここら辺りは、それこそオープンに私たちもその辺りを知りたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

こちらの事業者につきましては、本町のほうからプロポーザル、今回でありますと3事業、先ほど申し上げました交通DX実装プロジェクト、鳥獣対策DX実装プロジェクト、誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティ創生事業、この3つの事業を実施するに当たり、町のほうで実施計画をつくりまして、国のほうの採択を受けた内容になります。この事業を実施するためにプロポーザルという形で事業者の提案を行いました。その中で出てきた事業者が有限責任事業組合というものを立ち上げまして、共同で事業をやっていくということでの提案を受けた流れになっております。そういうふうな事業からの提案をプロポーザル審査会のほうで審査をしていただきまして、この事業者に決定したという流れになりました。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

経過は分かりましたが、なぜこの7社に絞られたかということがちょっと抽象的な説明なので、もっと本当は知りたいなということですが。取りあえず実質システムズナカジマ岡山支店内に事務所も置かれたり、やがては吉備高原に事務所を作られていくんだということも情報として聞いてますが。ここが中心になって、言わばスーパーシティのときのあの体制がこういう形で引き継がれていっているというふうに理解していいわけですね。これが1つ目。

それから、ここで作られたいろいろなデジタルを駆使したサービス、これが実質この7社によってつくられていく、いわゆる産学官金共同でということの中身は、実は実力から見ても改めて民間指導、こういうふうにならざるを得ない。専門家のしっかりと、ある専門領域も持っている民間企業が主導していかざるを得ない。それにどれだけ主体的に自治体が自治体としての役割を果たせるか。これがこれからの、私にとってみても興味、有権者から見てもそうだと思うんです。その辺りは気がかりなところですから、引き続きしっかりとこの辺りを見ていこうと思います。

改めて、質問もしようと思いますが。

まず、こうした中で自治体の主体性がどう保たれるのでしょうか。というのが、先ほどもしましたが、ここで実現されていこうというサービスというのは、本来住民が持っている要求をしっかりと行政が受け止めて、そしてそこで計画をしながら、それを事業化す

るときに民間の力も借りながら、例えば民間にも参加してもらいながら実現していくというふうな形を取ったと思うんですが。どう見ても今の流れは、私は反対に見えて仕方がないので、気がかりなので聞いています。改めて、自治体の主体性はどう守られていくのか、住民の要求をどう受け止める、その受け止めの責任はどこにあるか、自治体がしっかり持たなければならないと、これを貫いてほしいし。

それからもう一つは、もう既に現行制度があります。例えば介護保険制度などなどいろんな制度あります。それをさらに超える、またはそれを膨らます、いわゆる横出しとか縦出しとかいろんな言葉を各使ってきました。そういう新たなサービスもここでは作り出されると思う。それが現行の制度との関係でどうなっていくのか。そうなれば、そのサービスを享受する住民から見れば、その負担はどうなるのか。今まで少なくとも、例えば介護保険制度だけ取ってみれば、半分は国が持って、県が持つ、そして自治体も持ちながら利用者也一定負担をするという仕組みの枠がありました。お金が足らなくなったから、そのサービスがだんだん縮められたり、対象から外されたり、いろいろ不都合も生まれてますが、基本的にはそういうことの流れに。そういう流れの中に新たなサービスも築いていくのか。それとも独自に企業が提供して、企業との関係で住民がサービスを享受するというようになっていくのか。その辺り、私にとってみたらよう分からんところなので、ぜひ教えてほしいと思います。

それからもう一つは、そういうことになっていくと、改めて交付金なんかの使われ方だとか、あるいは議会での論議、決定等が貫かれないといかんと思うんです。そういった意味で自治体の主体性をどう守るのか、議会としての、あるいは財政の問題であれば監査体制があるわけですから、独自に。ここがしっかり役割を果たすというふうなことも必要になってくると思うんです。そういった意味で、自治体が主体性を貫ける、そういう原則がしっかりここで貫かれるのかどうか、少し基本的な考え方をお聞きしときたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

事業を進めていくに当たりましては、吉備中央町デジタル田園都市推進協議会が指導的な立場となって、インクルーシブスクエアの事業展開を監視していきます。そのため、本

協議会には専門的な知識を持つ弁護士また監査機関として公認会計士、町監査委員、金融機関の代表等の方にも入っていただいております。

また、自治体としての本町の立場といたしましては、事業の実施主体であることから事業全体を包括的にマネジメントしていく責任を有しております。そのため週1回打合せ会議を設けて、事業の進捗状況の確認、新たに導入する先端的サービスの導入等について町民視点の立場からインクルーシブスクエア側と協議を重ねているところでございます。

なお、次年度以降の取組につきましても町総合計画の方針を踏まえ、町民にとって利便性の向上につながるサービスの導入を協議会において諮りながら進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

説明を聞く範囲内では、基本的にはそういうふうを考えておられるんだなということは分かりますが。これが具体的にどう展開されていって、その節々でまた事業ごとにどう問題が見えてくるのか。改めて議会もしっかりと目を注がねばならないと思いますので、そういった意味では情報をどんどん提供していただけたらというふうに思います。改めて、そのことを強調したいと思います。

それから、午前中にもちょっと出てましたが、個人情報の問題です。

個人情報、どうしてもデータ連携基盤ですか、これをつくっていく。そこで提供する主な情報は、行政情報だというふうに思います。もちろん、その行政情報というのは大半が個人情報だということも前提だと思いますが。その情報が民間でも利用されていくわけですから、活かされるわけですから、その活かすからこそ新たなサービスもつくり出されるということだと思いますので、改めてその情報の漏えいの問題とか、個人情報の侵害の問題が課題として出てくるのは当然だと思います。そういった意味では、しっかりと私たちも目を光らさんといかんし、執行部のほうもそういう視点も貫いてもらわねばならないのは当然だと思います。

と言うのは、ある意味ではこのデジタル化社会に向けては、規制緩和というのが非常に重要だというふうに言われ続けてきました。その規制緩和の中の一つは、例えば個人情報、今自治体単位で保護条例をつくっていますけども、これを標準化するということです

から、凸凹をなくする。その凸凹をなくするというのは、きちっと規制緩和の原則を貫きながら、より利用しやすいものに、その利用は一体誰が利用するのか。ここのところが肝腎要だろうと思いますから、しっかりと目を注いでいくこと、私たちの目は離されないというふうに改めて思っています。そういった意味で今の、午前中も聞かせていただきましたが、原則的な考えをお聞きしておこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

午前中、成田議員の御質問に御答弁をしたとおりでありますが。この事業では各サービスとデータ連携基盤をつなぎ、一度のユーザー認証処理によって複数のソフトウェアシステムの利用が可能になる機能であるシングルサインオンを採用するほか、同意したサービスのみ個人情報取り扱いられるように管理する標準規格であるO A u t hによりアクセス権限の許可を行うこととなります。また、ハッキングの対策といたしましては、国が策定したセキュリティガイドラインを準拠して個人情報を守ることとしております。これらの企業や行政が取り扱う個人情報につきましては、今後の技術革新等に合わせながら、より安全かつ適正な環境下での運営を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

説明を聞く限りではそうかと、こういうふうに今理解したいわけです。けども、実際にどう転がっていくのかというのは、これからしっかりと見ていかざるを得ないということも表明させていただこうと思います。

時間が来てしまいましたが、そういうふうにお話しさせてもらって、一応質問を終わりたいと思います。

○議長（難波武志君）

これで日名義人君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。議長の許可をいただきましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく分けまして4項目の質問をさせていただきたいと思います。それぞれ通告書の要旨の順番に従いまして質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、今回の最初の質問といたしまして、公営住宅入居における保証人の条件についてをお尋ねしたいと思います。

これは、実は今回私公営住宅に入居される方にちょっと関わりを持ちまして、その入居条件等々をお聞きした中で、吉備中央町の中で今保証人あるいは連帯保証人等々が2名必要なんだというようなお話を聞いた中で、じゃ、ほかはどうなんですかっていうことを聞いたら、ほかではひょっとしたら必要ではないところもあるんじゃないんですかっていうようなお話も聞いたりしたところです。今回ちょっとこういう質問のほうへつながってきたわけなんですけども。

まず最初に、吉備中央町の中にも今町営住宅であるとか、町有住宅とか、公営住宅があるんですけども、その住宅を建設するに当たっては、公営住宅法という法律を根拠として設置していくようになっていると思います。そこで、まず最初に公営住宅法の目的、これを、まずちょっと説明をしていただけるとありがたいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅法の目的とはどのような内容かとお尋ねですが。公営住宅法の第1条の目的に、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今課長のほうから説明をいただきましたけども、公営住宅法とか、これは憲法の25条、生存権の保障、もうこれが一番根拠になっとなって、その趣旨に基づきまして、先

ほど課長が言われたように、住宅に困窮する低所得者に対して低廉、安価な家賃で提供されるものというのが、これはちょっと私と共通認識で、ここで一致したということで、次へ進んでいきたいと思います。

低廉な安価な家賃で供給されるものとお互いに理解したところですけども、このことにつきまして、まず行政としては、認識はどのようにお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

御理解いただいているとおりです。公営住宅は、住宅の困窮者への賃貸が目的であり、福祉的な役割が大きいと考えています。公営住宅の入居資格は、入居収入基準と住宅困窮要件の2つが課されております。この基準要件は、町条例で規定されており、一定以下の収入であることや、現に住宅に困窮していることが明らかな方を対象としております。公営住宅への入居は、原則として公募で行なっており、入居者の選考は困窮する実情に応じ、適切な環境で入居できるよう選考基準を条例で定め、公正な方法で実施しております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

認識としては、安価な価格で困窮される皆さん方の住む場所の提供ということだと思います。その場合に、冒頭に私がこの質問をするに当たってぶつかった問題って、もう既に言ってるんですけども。現在、吉備中央町としては保証人であったり連帯保証人、これを入居の際の条件として今求めているのかどうかを、ちょっと再度お尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

当町では入居に際して連帯保証人1名を入居条件に求めています。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

連帯保証人を求めているということで、その連帯保証人に対しまして、これちょっとむちゃくちゃ過去に戻っても問題があるので、例えば吉備中央町になってからぐらいで結構ですが、もう既にもう十七、八年ですかね。その間に利用者が困窮したり、あるいは途中で何か払えなくなったりした場合に、その連帯保証人に対して連絡あるいは家賃の請求の肩代わりをお願いしたことが過去にはあるのかどうか。まず、そこをお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

合併以降ですが、保証人に家賃を請求したことは1件ございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

1件あるということで。

もう一つだけ、もうこれはあってはならないことなんですけれども、入居されている方が残念ながら不幸にして、例えばお亡くなりになったりとか、そういう中で連絡先としてその連帯保証人に連絡を取ったというような、こういった実績はあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

合併以降で確認をしたところ、連帯保証人へ連絡したことはございません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

不幸なことがなかったというふうに理解したほうがいいんだと思うんですけども。それらもちよっと含みおきながら、次へ進みたいと思うんですけども。

今回、国のほうから平成30年3月30日付で公営住宅の入居に際しての取扱いについてによって、その中の標準条例、これを改正しまして、保証人に関する規定を削除することの通達があったと聞いています。本町における取扱いは、そのとき以降どのようになっているのか。そしてさらに、国の指導に、仮によらずに保証人あるいは連帯保証人を入居条件、現在吉備中央の場合はしてるわけなんですけども、その理由とすればどのようなことがあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

現在、当町における公営住宅の入居に際しての保証人の取扱いについては、入居決定の日から10日以内に連帯保証人1名を設けていただき、申し出ていただいております。ただし、特別な事情があると認める場合は、連帯保証人を必要としないことができることとしています。

連帯保証人を必要とする理由としては、家賃滞納時の相談や単身高齢者等の緊急時の連絡先などメリットも大きいと考えております。一方で、連帯保証人を取らない場合のメリットとしては、身寄りのない高齢者や外国人入居者の即時入居に有効と考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、ちょっと併せて、冒頭ちょっと私もちらっと言ったんですけど、近隣自治体の状況についてお尋ねをしたいと思います。どのような状況か教えていただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

近隣自治体を確認いたしましたところ、県内の多くの市は保証人を求めないこととして

おり、町村にあっては保証人を入居条件としている自治体がほとんどです。特に岡山市においては、平成31年から保証人、連帯保証人は求めないこととされております。近隣自治体の状況ですが、保証人を求めない自治体は、岡山市、真庭市、新見市など、保証人を求める自治体にあっては、高梁市、総社市、美咲町となっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今課長のほうから近隣自治体の状況についてを説明いただいたわけなんですけども。一概に言えば、大きい自治体はもう既に国の指導に従いまして、保証人の条項を削除しているというのが実情かと思えます。市町村については、ちょっとまだ近隣市町村、あるいはさらなる国の動向を注視しているところなんかという感じは受けます。

私は、ちょっと若干周辺自治体をちらっと調べてみたんですけども、市町村だけのことで言いますと、既に勝央町それから我々の自治体規模からすれば小さい西粟倉、こういったところはもう既に連帯保証人あるいは保証人の条項を削除されているようになっているようです。

この辺りはぜひ、先ほど課長の説明もありましたけれども、今まで必要だったんですけども、場合によっては、例えば家賃が未払いになる者を、未払いになってからどうこうというのはなかなか難しいと思えます。それよりは、未払いになる前にその家庭をいかにどういうふうに支えていって、収入を確保できることになるか。今の福祉の部門をしっかりと手厚く行動していただいて、未払いに陥らないことを考えていただければありがたいなあと思えます。

それから、先ほどの説明では一件もなかったんですけども、不幸にしてお亡くなりになったりとか、安否の確認が取れないとかといった場合に連帯保証人とか、保証人に連絡というのは、吉備中央町ではなかったように聞きますけども、これについても福祉の部門である程度解決はするのではないかなと、多くの利用者が大体入居されている皆さんの中では、例えば社協さんであったりとか、それから行政のほうの福祉の部門であったりとか、いろんなことともう既に関わりを持っていると思えますので、ぜひそういったものを活用しながらやっていただければ、本当の意味での連帯保証人という必要性があまりないのではないかなと思えます、私自身は。

それらを含み置きながら、吉備中央町においても今後身寄りのない高齢者の皆さん方と

か、それから障害者の方あるいは低所得者の方が、これはもう残念ながら増加するのではないかというところは、もう予測がちょっとついてくるんですけども、この際に保証人の確保、非常に厳しくなってくると思います。よって、この保証人に関する規定を、これを吉備中央町としてもぜひ削除、ここでしていくべきではないかと思いますけども、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

御指摘のとおり、今後保証人の確保が難しい入居者が増加することも予想されます。現在保証人については、条例に免除する規定もあることから、今後の入居者の実態、近隣自治体や社会動向を踏まえながら検討していきたいと考えます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

しっかりここは検討していただきたいと思いますが。免除規定があるというふうなところで、この免除規定がある意味ではいいほうへ働く場合と、ある意味ではちょっと難しい方へ働く場合が、私はあると思うんです。例えばAさんはそのときの担当者の非常に熱心な努力で入れました、でもBさんは、次に来た担当者はとても厳しい方で入れませんでした、同じ条件で。こういうふうなちょっと弾力的に使うというのは非常になかなか、折によってよかったり悪かったりなりますので、その辺りも勘案しながら、利用者に対して不利益にならないように、ぜひしっかりとした検討を進めていただきたいと思います。

次に、併せましてですけど、敷金について同様になりますけども、身寄りのない高齢者あるいは障害者の皆さん方あるいは低所得者に対してどのような配慮を、現在、吉備中央町では行なっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

敷金についてですが、現在入居時における3か月分の家賃に相当する額を納付していた

だいております。また、退去時に故意による毀損がない場合は敷金の返金も行なっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

3か月分の家賃分を事前に支払うということで、それが退去時には修繕費等々を除いたものが返ってくるということです。

ただし、これが低所得者の皆さん方にして、この3か月の部分を納めるというのが非常に、今敷居が高くなって方もいらっしゃると思います。この負担が重い部分を、先ほども話が出ましたけども、岡山市ではこの敷金を、この条項も外しています。もう敷金はなくて入れますよという形にしてるわけなんです。ですから、この部分も、結局は使わなかったらそのまま返ってくるからいいとは思うんですけども、ただ入るときにその3か月分を一気に出すということができない人に対して、それを分納でもいいですよとか、それこそこのあたりをまた弾力的な方法で検討していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

低所得者、障害者、身寄りのない高齢者などで特別な事情がある場合には、条例に減免または徴収猶予の規定を設けておりますので、それぞれの事情に応じて柔軟に対応していきたいと思っております。いずれにいたしましても、保証人の確保や敷金の納付が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、入居希望者には細やかで丁寧な配慮をしていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今課長のほうから利用者の方には丁寧な対応をしていきたいというような答弁をいただいたところです、本当にもうそのとおりなので。

実は、前回6月定例のときに私のほうからも町長のほうへ吉備高原都市の構想の中で人

権尊重、福祉優先の、この理念を吉備中央町でも踏襲されますかというお尋ねしたときに、これは踏襲するというふうに町長に回答していただきました。これをぜひ実践するためにでも、低所得者の皆さん方あるいは障害の皆さん方あるいはその他困られた人のための公営住宅ですから、ぜひその皆さん方が入るために、ちょっと一歩足を引くようなことがないように、ぜひよろしく御検討していただきたいと思います。ちょっと一言、ぜひ。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この保証人等につきましては、二、三年前に若干企業さんでもいいですとか、1人だとかということがあったことを思います。しかしながら、まだまだ公営住宅法の本質からいえば、なかなか入れにくい要件であることはもう間違いないと思います。今後、本当にこう、前向きに入りやすい体制を取っていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは、大きい質問の2番に入りたいと思います。

これはもうちょっと、既に午前中なり同僚議員のほうからかなり質問が出てますので、若干割愛もしながら進めたいと思います。それと、進めながらも、やっぱり町民の皆さん方がまだまだ分かり切っていない部分もありますので、この場を借りてまた行政のほうからのお知らせもちょっと含みながら、説明をしていただければと思います。

では、まず最初に小学校とか幼・保の統合計画、この進捗状況、それと併せまして今後の統合までのタイムスケジュール、これをちょっとここで再度示していただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

現在、小学校・園統合準備委員会の各専門部会で協議が進んでおる教育計画部会では、

協議内容の確認と現在の各校での教育計画に関する洗い出し、施設整備計画部会では3年間でやる学校の改修工事等の確認、通学対策部会では統合時の児童配置図を参考にバスルートの研究を進めており、校名、校章等検討部会では校名及び制服等についてアンケートを実施しており、アフタースクール、放課後児童クラブ検討部会については、放課後児童クラブの運営について公設公営で、円城、豊野、吉備高原の3地点に設置することが部会の方針として示されたところであります。

園についての検討部会では、施設整備に関してプロポーザルでの提案を受付中で、教育・保育部会においては、行事予定や教育目標の検討を行っており、運営部会では園名や体操服、園服の決定などを行なっているところです。今後の協議の進行については、協議する内容が多岐にわたっているため、各部会において部長を中心に部員の方と協議しながら順次決定しているところであります。

以上が現在の進捗状況となります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

現時点での進捗状況を今局長のほうから説明をいただいたわけなんですけども、その中でアフタースクール等もやりたいって、先ほどの同僚議員の答弁の中にもありましたし、今の説明の中でかなり物事が動いていっているというのは十分理解するところです。

そういう中で専門委員会では皆さん方、それぞれお話を進めていただいているわけだと思えますけれども、その中に例えば町民の皆さん方あるいは委員さんでない皆さん方の声というのはしっかり、意見とか希望とかというのは組み込まれて、集約できた中で話合いが進んでいっているのかどうか。この辺りをお知らせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

統合準備委員会では保護者の方などに御参加いただき、検討する項目を設け、部会を形成して御協議いただいているところです。先ほど御説明させていただいた協議をそれぞれの部会で委員の皆さんに御協議いただきながら、また必要に応じて地元で協議内容を持ち帰っていただき、協議する場を設けていただき、丁寧な意見集約を進めてまいりたいと考

えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

丁寧な説明をしながら意見集約していくというようなお話であります。ただ、今回、私がここでちょっと挙げさせてもらったのは、やはり地域あるいは人によって温度差がどうも出ているように私自身も感じるわけなんです。今回同僚議員のほうからもここでいろんな話が出たというのは、少なくともその議員のところでもいろんな話が出てくるから、ここで質問につながったわけで。ですから、その辺りをぜひ教育委員会さんとしても、やっぱり皆さん方の温度を一緒にしていただかないと、協議をする中になかなかみ合わないと思うんです。ぜひ、その努力をしていただきたい。情報共有をきちんと出していただいて、皆さん方が同じ考えの中で、同じ目的を持ってちゃんと話し合いながら、いろんな話をしながら決めていく。これが必要だと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きますけども、そういう中でもう既に、例えば校名についてですけれども、地域名は除外してからもう校名、地域名は絶対入れちゃいけないのんじゃというふうな話が、我々の地域の中では回ってきたわけなんですけれども、もう既に数例の中から、地域名を除外した中から選んでくださいというふうに、もう言われているんですというふうに聞かれますが、そのあたりの理由、状況をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

お答えいたします。

学校名については、昨年度保護者の方、地域づくり団体代表の方などを委員として協議していただいた吉備中央町魅力ある学校・園を考える会において提出された指針の中に、可能な限り対策を講じることの一つとして、既存の学校名を使用しないことが挙げられております。そのことから、今回専門部会の中で校名について協議していただく中で御説明をさせていただいたものであります。現在、保護者の方を対象に校名についてのアンケート実施を行なっておりますが、専門部会の協議の中で挙げていただいた校名の候補につい

ても、委員了解の下、選定の例として挙げているところであります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回の新しい新設校について、多くのことは今度新しくそこに通っていく子供さんたちの保護者さん、それからそこへこれから通わすであろう皆さん方、この皆さん方が考えてやっていってくださればいいんですけども。特に校名については、やはりその地域の中にその施設がある限り、やっぱり今後行政のほうもコミュニティ・スクールというものを動かそうとすれば、地域住民にもどンドン足を運んでほしい場所になります。ですから、ぜひ、その校名については、多くの町民の皆さん方の意見を取り入れた中で、ぜひ検討をしていただけるようお願いできればと思います。第一小学校、第二小学校とかというような案もちらっと聞くんですけども、それをやってしまいますと、今度はじゃ、どこが一番なの、二番なの、三番なの、そういうところでまたもめるもとならうかと思います。例えば今のついでる小学校の名前をそのまま持ち上げる場所もひょっとしたらあるかも分かりませんが、もっと大きいエリアでの地域エリアの名前でも、私は皆さん方はまだ納得しやすいのかなあという気もしますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

あわせて、次に、さっきちらっと話に出ましたけども、同僚議員でも出ましたけども、アフタースクールそれからコミュニティ・スクールそして放課後児童クラブ、もういろんなタイプのものが出てくるわけなんですけど、これが同僚議員も分からないんだと言ってましたけども、私もここがよく分かんないんです。いま一度、ちょっとこの辺りをさび分けをしながら説明をしていただけるとありがたいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

お答えいたします。

まず、学校運営の新しい取組であるコミュニティ・スクールについて、最初に御説明させていただきます。

コミュニティ・スクールについては、学校運営、その他運営に必要な支援に関する協議を行う場として、学校、保護者、地域の方などが参画するものであります。現在、町内の各

学校で取組が進んでおり、7校に設置されております。この学校、保護者及び地域の方がさらにつながっていくことが、今後の統合後の学校運営にも各地域との連携がよりよく生かしていけるものと考えております。

次に、学校統合に伴い魅力ある学校づくりの一環として導入を予定しているアフタースクールについてですが、統合後の学校において放課後の学びの場として提供できるように、現在検討の場となっている小学校・園統合準備委員会の専門部会において協議を進めてもらうこととしております。子供たちの様々な可能性を見いだせる場となるように、先進校ではその学校ほとんどの児童が参加して、放課後の数時間、教科に関すること、郷土学習に関すること、実技に関することなどが学校施設を利用して行われております。

最後に、放課後児童クラブとは、児童福祉の観点から保護者が労働等により昼間に家庭にいないという条件がある一部児童に対し、専用の部屋を確保し、適切な学びや生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的として設置するものであります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今概略を局長のほうから説明をいただいたわけなんですけども、なかなか理解が難しいわけなんです。私も分からないという部分では、多分今の専門委員会の皆さん方もこの辺りがちょっとよく分からない部分があるんじゃないかなと思います。この辺りをぜひ、さっき冒頭申し上げたように、やっぱりここが温度差が出る一番温床になっとんかなど。やっぱり皆さん方がこれって、こういうふうなものなんだと、だからこういうふうにするほうがいいんだとかというように、やっぱりきちんと分かった中で物事を決めていかないと、せっかく新しい、すばらしいものをつくらうとする、その一番土台が崩れるというのが一番怖いと思いますので、ぜひ情報をきちんと出してあげて、皆さん方でしっかり練ってもらえるネタを出していただけるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、放課後児童クラブの定員、これが今よりもどかんと増えた場合、現施設では対応し切れない、この場合はどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

お答えいたします。

1つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下となっております。構造設備及び面積におきましては、児童が安全に安心して過ごし、体調の悪いとき等に静養することができる生活の場としての機能と遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画があることとされており、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であることとされております。

統合により児童クラブ利用希望者が増加し、現施設で対応できない場合には必要に応じて学校周辺で適切な場所を検討させていただくことになると考えております。先日、9月2日に開催されました小学校・園統合準備委員会、小学校・園統合推進委員会におきましてもこういったことで説明をさせていただいたところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

人数が増加した場合は周辺で適切な場所を探すと、探すということは、これは建設につながるという意味合いに取ればいいんでしょうかね。ちょっとそこが分からないんですけど。

もう一つだけなんですけど、例えば放課後児童クラブを今は多くの施設は学校以外でやってますけども、これ学校内の今の教室を使って、小学校の中でアフタースクールも放課後児童クラブも、それからもともとの小学校もその学校の中でやるということは、これは法律的に難しい話なんですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

法律的には難しいことはないと思うんですけども、現実的に、例えば吉備高原小学校の児童クラブを取ってみますと、現在利用している一角のみではもう利用が難しい状態が近づいております。こういったことを考えますと、やはり新しいところを基準に考えていくべきと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ちょっと私の言ったのとちょっと取り方が違って申し訳ない。今の放課後児童クラブさんが、例えば吉備高原さんが使ってるエリアのみではなく、吉備高原小学校全体を児童クラブ施設として活用はできないのだろうかということなんです。これは、ちょっと今即答していただかなくても結構ですので、またちょっと調べて教えていただきたいと思います。

次に、これ個別に放課後児童クラブで実は、さっき言った、我々の地域、温度差があったので、ある程度そろえようじゃないかということで、1回他の課を通じて教育委員会さんのほうへ、この統合に伴う説明会を希望したわけなんですけども、ちょっとそのときは、理由はよく分かりませんが、ちょっと受け入れてもらえなかったんですが。この辺り、ちょっとその理由を、ここで分かるようであればお知らせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

お答えいたします。

放課後児童クラブについての協議については、各小学校から保護者の方1名ずつ、7つの放課後児童クラブからそれぞれの代表の方、円城、豊野、吉備高原小学校の各教頭先生を委員として構成される専門部会で協議をいただいているところです。この協議を進める中では、皆さんの意見、御提案を基に専門部会の場で協議を進めることを原則としていたため、御質問等ある場合は、会議の前にあらかじめ文書で提出をいただき、制度上問題がないかなどの点検を行なった上で、回答を文書でさせていただき、その内容を部会で情報共有をしていただいております。そのため、できるだけ全員が御参加いただく会議の場で御協議をしていただくことが大切であるとの思いから、個別での説明会は控えさせていただいたところです。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今聞いた中で各地域の温度差というものが、ちょっと基本的にはここに原因がある部分かなという気がします。というのが、多くの皆さんが集まった中できちんとした話をして

いくという教育委員会の思いというのは、もう十分分かります。けれども、学校統合問題を皆さん方にしっかり協議をしてもらうために、そのときは行政は各地域を回って行って、しっかり説明をしたじゃないですか。それぞれのところでこういう思いがあります、こういうふうな御意見いかがですか、いろんな御意見を頂戴、現場現場でしてきたわけです。それと同じように、やはり各放課後児童クラブさんとか小学校とか、そういうところが来て話をぜひ教えてくれということであれば、それをやっぱり足を運んで話をしてもらって、それを聞いてかえって、それを今度は一覧でもいいです、それだんだん作っていったものを今度は各小学校単位に回していくとか、皆さん方がそのいろんな情報を共有する方法を、やっぱりもうちょっと考えないと、何遍も言いますが、やっぱり温度差がどうしても出てくると思いますので、この辺り、これから進めるに当たって、しっかり検討していただきたいと思います。

では次に、大きい質問のほうの3番目に入りたいと思います。

これももう既に同僚議員のほうからもいろんな場面で話が出ておりますけども、デジタル環境の整備についてお尋ねしたいと思います。

今回、吉備中央町、デジタル田園健康特区の指定を受けましたけども、せっかく、先ほどこから同僚議員がしっかり説明してくれてますけども、1,700自治体の中のたった3の数字、そういう名誉ある、本当にラッキーな自治体として、それを生かさない理由は多分ないと思います、本当に。そういう中で今我々の地域の中、特に携帯電話が不感地帯というのがやっぱり中山間の中で非常に多いところが、これが残念ながら非常に苦心しとるところです。ですから、このチャンスをぜひ、各通信事業者に対しまして、町内のこの不感地帯をぜひ解消するために力を貸してほしいという部分をお願いする好機ではないかと思っておりますけども、この辺り行政のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

黒田議員御質問の携帯電話の不感地帯の解消についてでございますが。

今回デジタル田園健康特区の指定を受けまして、今後救急搬送時のバイタルデータなどの送受信など、よりもう高度化した通信環境が必要となってきます。携帯電話の通信方法としましては、現在4Gと呼ばれる4世代目の通信環境については、今NTTとかKDDIのような大手キャリアが住居のある部分については大半をカバーできているようです。

が、まだまだ町内には不感地帯が存在します。ましてや、5Gと呼ばれる第5世代の通信環境は約100メートルごとにアンテナの設置が必要であったりというようなことから、その環境は、本町では今依然として整ってない状況でございます。議員がおっしゃるとおり、今後の携帯通信環境については、今回の特区の指定をしっかりと踏まえながら、国やまた携帯電話の事業者へ要望を強めていきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ、この好機を逃がさないように、よろしくお願ひしたいと思えます。このことは、先ほどちょうどこの議会中に火災が発生していますけども、火災の場合、今消防ではIP無線を使っていますけども、このIP無線が、これ現場によってはもう見えてても使えないというこのジレンマ、これをもうぜひ解決できるように進めていただきたいと思えます。

では次に、町内で今現在、今度はフリーWi-Fi、皆さん方が自由に利用できるインターネットの場所、これ公共施設あるいは民間施設、これはどのような場所があるのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

公共施設のフリーWi-Fi、いわゆる公衆無線LANについてですが、町内ではNTTやKDDI等が店舗などの実施しているWi-Fiスポットはございません。なお、町内の公共施設について調べてたところ、道の駅かようや道の駅かもがわ円城では吉備ケーブルテレビに加入し、独自のWi-Fiサービスを提供中であります。また、きびプラザ内では岡山県が実施しているOkayama Free Wi-Fiがあります。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

場所的にはちょっと今のところ少ないということですけども、ぜひこの辺り進めていっ

ていただきたいと思います。

ちょっと今課長の話の中にちらっと出てきた、O k a y a m a F r e e W i - F i というのが出たようなんですけど、これはある程度安い値段で使えるものなんですか。ドコモとかKDDIとかソフトバンクとか関わらず誰でも使えれるスポットになり得るものなんでしょうか。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

このO k a y a m a F r e e W i - F iについての費用的な面でございますが、公共施設に県が実施しているO k a y a m a F r e e W i - F iを導入した場合、初期費用としまして1施設当たり、工事の内容によって前後いたしますが、20万円前後の初期工事と機器設置費用としまして毎月の利用料が6,000円前後というふうに聞いております。なお、利用については携帯電話会社が実施するW i - F iサービスと異なり、接続回線に制限がございませんので、その辺も踏まえまして、より町民の利便性向上が図られるようなものを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今のお聞きすると本当にO k a y a m a F r e e W i - F iというのは、ちょっと使い道がとってもいいなと思いますので、ぜひ吉備中央町内にも広がっていくように検討していただきたいと思います。

では次に、今回このデジタル田園健康特区の指定を受けた自治地体としまして、町内への来町者それから町内の皆さん方、それからその皆さん方が町内のあらゆる場所において、一応セキュリティのかかった安全なインターネット、これが使える恩恵を享受できる、この環境整備、先ほどは携帯電話の環境整備ですが、今度はインターネットの環境整備、これを全国の自治体に先駆けて、これは推進すべきだと私は思うんです。冒頭と同僚議員の中の説明の中にもデジタル変換宣言をやるかという話が出たり、あるいはデジタル田園健康特区は吉備中央町だというぐらい頑張っていくんだというように行政の力強い説明があったわけなんですけど。ぜひこの辺り、吉備中央町の中へ来たら、例えば小川の

中へ足をつけながら、そこでインターネットで仕事ができるよとか、そういうふうな環境づくりをぜひ全国に、もう先駆けれないですね、もうほかやっているともありますけど、でもぜひ、デジタル田園健康特区になったからこそ、どかんとできたんだと、すばらしいところになったという、これを進めるべきだと思うんですけど、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

議員のおっしゃるとおり、通信環境の整備を進めることは大変重要であると、認識のほうしております。公衆無線LANについては、その利用周波数帯により建物とその周辺程度と利用できる範囲が限定されますが、町といたしましても公共施設について公衆無線LANの必要性は感じているところでございます。

運営方法としては、先ほど申しあげましたOkayama Free Wi-Fiなど、ある程度セキュリティが担保されたもので公衆無線LANを検討していきたいと考えております。併せまして、デジタル田園健康特区の指定を受けた自治体として通信環境の整備促進に向けて、先ほど町長も申しあげましたとおり、国や通信事業者等への要望、働きかけを行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このデジタル田園特区が行政がとてもよかったねじゃなくって、町民の皆さんにとって、やあ、よかったなって言っただけのような、ぜひそういった環境づくりを積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきたいと思います。

おむつの持ち帰りについてをちょっとお尋ねをしたいと思います。

現在、町内の保育園、私立も含んでおむつの持ち帰りっていうのはあるのかどうか。この辺りの状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

現在、町内の保育園、幼稚園、こども園におけるおむつの持ち帰り状況につきましては、私立の園におきましては園で処理、公立の園におきましては、3歳未満の園児がいない御北幼稚園を除きまして全園持ち帰りとなっております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

私立では園での自園処理ということで、あとは持ち帰りがあるということです。

次の質問は、仮にと書いてありましたけども、これはあるということで、この持ち帰りを行っている施設にあつては、その持って帰る理由、これがどういった合理的な理由があつて、それが今続いているというか、あるのか、その辺りが分かればちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

もともと保育園では布おむつを家庭から持参し、使用されていたため、布おむつは衣類と同じように園児が家庭から持参する私物だったことが、おむつ持ち帰りの運用の背景にあると聞いたことがございます。

理由といたしましては、排尿の回数や便の状態から子供の健康状態や体調を知ってもらうため持ち帰りをお願いしております。一部の保護者の方におきましては、おむつの交換数を確認されたい方、排せつ物を熱心に観察される方、色などを確認されたい方がおられるというようなことも聞いておりますが、町といたしましておむつの持ち帰りを行なっているという合理的理由は特にございません。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

布おむつの名残ということで分からんこともないんですけども、現実的に便の状態を、じゃ持ち帰った、そのおむつを開いて見るというのは、ちょっと今の現代の保護者の中で

はなかなか難しいのではないかなど。それから、私ちらっと聞いた中では、その便も固形の部分はもう流してしまっていて、おむつだけを持って帰ってもらっているようなことも何か聞いたこともあります。ですから、この辺り、昨今の今回のコロナのウイルス感染、こういったものが叫ばれる社会状況、こういった本当に変化を求められとる中で衛生管理及び、それからもう保育士の労務負担軽減、これらの観点からも含めて早急に、あるいはここは統合を視野に入れながら、ちょっと検討をすべきではないかと、園のほうでの自園処理、これに向けるべきじゃないかと思えますけども、お考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

確かに抵抗力が弱く体の機能が未熟な乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園では、感染症に対する正しい知識や情報に基づき、適切に対応することが求められています。特に感染源となり得るもの、尿、ふん便、吐物、血液等の安全な処理方法の徹底が不可欠です。園ではおむつ交換については、決まった場所で手袋をはめて行い、おむつ交換前後とおむつ保管場所については消毒を行い、交換後のおむつはビニール袋に密閉し、園児ごとにお迎えの時間まで保管しております。

おむつ持ち帰りにつきまして、実際に保護者からどのような御意見が届いているかを確認いたしましたところ、処理してもらえれば確かに楽ですねという御意見もございましたが、紙おむつの数で体調を知りたい、紙おむつの量が減ってきたことによりパンツへの移行時期を確認できるという御意見が多く聞かれました。また、現場の保育士からは、紙おむつの量により子供の成長を感じ合い、保護者と園とが手を取り合って育児をしていくということが信頼関係をつくる一つの手段にもなっているという声もございました。しかし、一方でおむつの名前の記入や毎日の保護者の方の処理等の煩わしさもあると思えます。今後、育児と子育て、子育て支援の両面からしっかりと検討してまいりたいと考えます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

いろんな理由等々はあるかと思えます。その中で、例えばおむつの数の確認とか云々

があると思いますけど、数等々について、おむつを持って帰ってもらって、その数を数えるよりは、もう連絡帳があったり、それこそ今はメールがあったり、まして便の様子なんかはカメラに収めて渡せば、別に事は済むと思います。ただ、臭いとか、それから医療機関からその汚物を持ってきてくださいとか、これはまた別です。それは取っとくべきだと思います。けども、現実的な話からいくと、やはりそれは園の中で処理をしたほうが、これはやっぱり、今は感染症を叫ばれるこの世の中では安全側ではないかと私は思いますので、ぜひ今後その辺りはしっかりと検討していただきたいと思います。

あと、おむつについてもちょっと他の市町村のほう、話をちらっと聞いた中では、おむつももう、例えばセットで業者さんが運び込んでくださって、減ってきたらそれを補充していくと、使わなければ補充はないというような、それに対して幾らかお金がかかってくると思いますと、そこはどうしているか言うたら、やっぱりそこは個人負担をいただいているそうです。そういったものもありますので、吉備中央町においても町長とすれば、ぜひ子供たちに優しいまちづくりをしっかりと今進めているわけですので、優しいとともにやっぱり安全な環境の中で子供たちを育成するのは、これはもう我々大人の責務だと思いますので、ぜひその辺りをしっかりと今後研究、検討していただいて、この分についてはまた今後また聞かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 2時49分 閉 議